第73回制度設計専門会合

日時: 令和4年5月31日 14:00~17:05

※オンラインにて開催

出席者:武田座長、岩船委員、圓尾委員、安藤委員、大橋委員、草薙委員、松田委員、松 村委員、村上委員、山内委員、山口委員

(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○靍田総務課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視 等委員会第73回制度設計専門会合を開催いたします。

私は、事務局総務課長の靍田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの開催とし、傍聴者・ 随行者は受け付けないこととさせていただきます。なお、議事の模様はインターネットで 同時中継を行っております。

また、本日は、末岡委員は所用のため御欠席、山口委員は遅れての御参加予定となっております。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いいたしたく 存じます。よろしくお願いします。

○武田座長 本日もよろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載した8つでございます。

それでは、議題(1)「スポット市場価格の動向等について」に関し、事務局から説明を お願いいたします。

○東取引制度企画室長 定例のと申しますか、スポット市場価格の動向について御報告 させていただきます。

まず、2ページ目です。足下5月のシステムプライス平均価格は、17円弱ということになっております。先月までに比べると少し下がってきている一方で、前年に比べるとまだかなり高いという状況ではございます。

3ページ目です。国際的に、その高騰の背景ですが、燃料価格がやはり上がっていると

いうことが大きいということをお示ししております。国際的に見ると、ヨーロッパのほうが1月から5月末とおおむね高い水準でスポット価格が推移していると。また、1年前との比較でも、日本の上昇率のほうが欧州諸国よりもおおむね低い水準で動いているということで、国際的にやはり電気料金が上がっている状況の中で、日本のほうがまだ相対的には低い水準だということでございます。

それから、5月、足下のスポット市場の取引状況について見たものです。2ポツ目のところに書いてありますが、売り入札量、買い入札量の需要が横ばいの中で、去年に比べると売り入札・買い入札ともに10%以上減っていると。総約定量も5%程度減っていまして、一言で言うと市場の厚みが少し薄くなっているということでございます。こうした中で、5月の前半には一部売り切れのコマも発生したということであります。

それぞれ売り・買いの状況ですけれども、7ページ目です。売り札の状況、これは売り 札の量をグラフにしたものですが、5月の連休明け頃がボトムになって、少しまた回復し てきているという状況であります。

その売り札が減ってきた原因ですけれども、10ページ目に長期的な供給力の動きというものをお示ししています。HJKSに登録された情報に基づいて、稼働量と停止量というのを過去5年分ぐらいプロットしたものなのですが、まず下の停止量のほうを見ますと、ここ2年ほど、5月の停止――毎年5月が停止のピーク、需要が減って、定検などもあってピークなのですが、ここ2年ほど特にヤマが高いということと、そうした中で、上のグラフですが、稼働量が去年に比べても1,000kWぐらい減少しているということがうかがえます。この1,000kWの減少ですけれども、具体的に何がそこに寄与しているのかというのを見てみますと、やはり電源が廃止されているということがかなり大きく利いているということであります。

11ページ目右に書いていますが、積み上げると800万kWぐらいの電源がこの1年間でも、 HJKS登録上は廃止ということになっていまして、これが供給力減少に大きく寄与して いるといいますか、その原因となっているということでございます。

それから、買い札のほうです。先ほども少し申し上げましたが、5月、特に連休明けの 週には、供給力が減ったというのもあって売り切れも出ています。売り切れるようなコマ では、冬にもありましたように供給曲線が垂直に立って、買い札で価格が決まるという状 況が5月においても発生しております。

そういう中で買い札がどうなっているかを見たものですけれども、15ページ目を見ます

と、買い入札価格の水準というのを見たものですが、4月で新インバランス料金が適用されたことに伴って、80円の入札、緑色の部分、減ってきてはいるのですけれども、依然として一定量は存在しているということがうかがえます。

それから、16ページ目、新電力の買い入札価格の中央値分析をしますと、依然として80円で推移しているということで、まだ相当量かせくといいますか、80円の入札というのが続いているという状況というのがうかがえます。

一方で、インバランス料金の推移を見たものはこちらでして、一番高かったときでも40 円程度ということになっております。

最後、20ページ目ですが、限界費用の見直しについて御報告させていただきます。以前 御議論いただきました限界費用の見直しにつきまして、これまでJERA、東北、関西電力、中央電力と、4社見直しの表明を行ってきたのですけれども、今般北海道電力においても見直しが表明されまして、監視委員会で確認をした上で、5月の下旬以降、新しい限界費用の適用がされているところでございます。足下のグラフにありますが、北海道エリアプライスを、この10日ほどですけれども、変更後確認しているところにおいては、今のところ市場価格への大きな影響はないということであります。引き続きしっかり監視は行っていきたいということでございます。

簡単ですが、以上御報告させていただきます。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御質問、御発言いただきたく存じます。御発言のある方は、チャット欄にその旨御記入をお願いいたします。いかがでしょうか。

草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。ありがとうございます。丁寧な御説明でよく分かりま した。

この資料3の11ページのところで、稼働量減少の内訳をHJKSへの登録状況に基づいて確認しますと、電源の廃止による寄与分が大宗を占めていると。そして、設備の老朽化ということも相まって、停止の頻度や停止の時間が増えているということだと理解いたしました。厳しい状況が続く中で、発電設備のメンテナンス当にもしっかりと対応されているということにつきまして、発電事業者の御努力も可としたいところだと思っております。なお、最後に御説明がありました20ページから22ページのリード文の最後に、なお書き

で書かれております、第66回、67回制度設計専門会合にて議論した機会費用を考慮した限界費用の考え方につきましては、現時点で採用している事業者はいないということだと理解しております。これまでにスポット市場への供出価格を、追加的な調達価格を考慮した事業者につきまして、燃料の追加調達がより合理的になっているということで、当局としてもこれを許容されていると思っておりますけれども、確かにこういったことが各社の追加調達を促して、そして売り切れによる極端な価格スパイクを抑制する効果が期待されているのだと思います。今後もそのような形で限界費用の考え方を改められる例があるのだろうと思います。それはそれで結構なことだと思うのですが、ただ、一旦限界費用の考え方を改められた事業者におかれましても、ウクライナ情勢など新たな状況にエネルギー資源輸入国はいずれも直面していることを踏まえまして、様々なリスクへの対応を総合的に反映させられる限界費用の在り方をもう一段深めていただくという観点から、考え方を再度検討するといったことも含め、柔軟に対応していただければよいのではないかと思います。ありがとうございました。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ほかはいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局から何かコメントはございますでしょうか。

- ○東取引制度企画室長 特段、御指摘を踏まえて引き続きしっかり取り組んでいきたい と思います。
- ○武田座長 ありがとうございました。

本件は基本的に御報告ということですので、特に御異論はなかったと思います。どうも ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題(2)「旧一般電気事業者のスポット市場における自主的取組について」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 ありがとうございます。

これは前回御議論いただきました旧一電による自主的取組、スポット市場への余剰電力 全量の限界費用ベースでの市場供出ということについて、ガイドライン化していくという ことの御議論の続きでございます。前回御議論いただいた際に、委員から、事前的要請、 事前的措置の対象となる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」を判定する基準につ いて、その段階的な適用の在り方というところについて御指摘があったと理解しておりま す。それ以下、「経過措置」と書いていますが、その経過措置の在り方について御指摘がありましたので、それを踏まえて今回改めて御議論いただきたいというものでございます。 3ページ目です。これはちょっとおさらいも兼ねてですけれども、前回、そもそもどうしてこういう取組をするのかといったような御指摘もございましたので、改めて今回の意義といいますか、狙いということを書いております。

1ポツですが、あくまで自主的取組だったものについて、きちんとガイドライン上で位置付けましょうと。この位置付けをはっきりさせようというのが基本的な考え方でございます。

2ポツですが、その際に「市場支配力を有する可能性の高い事業者」については、上乗せとして事前的な措置を新たに設けるということを提示させていただきました。

3点目ですが、これは規制の強化なのか緩和なのかといったような御指摘もございましたが、その事後的な措置として、従来から全ての事業者を対象として相互操縦規制というのは存在しておりまして、その厳格な市場監視を行うと。相場操縦の疑いがあればしっかり対処していくということは何も変わらないということでございます。さらに言えば、その運用、実際の監視の運用に関して言うと、不断の見直し強化をむしろ行っていかないといけないというふうに考えております。

その上で、ルールについて、その経過措置のところについて6ページで御説明させてい ただきます。

上の箱書きに書いていますが、前回、「市場支配力を有する可能性の高い事業者」の判定基準として、1つは市場の地理的な範囲、これを確定するというので、4エリアに分けるという案と、それから市場支配力の判定基準として市場シェア20%とPSI (Pivotal Supplier Index) ということでお示ししたと。その上で、いきなりこれを適用するのではなくて、当面は市場シェアの判定基準を10%とするところから始めて、レビューした上で問題がなければ閾値を上げていくというふうにしてはどうかとお示ししたところです。下の図の中のA案というほうでございます。

これに対して、前回の御指摘を踏まえまして、新たにB案というのを書かせていただいております。これのポイントは、下の表の2番目にありますが、経過措置の考え方として、前回お示ししたものは市場シェアだけを見た経過措置のつくり方だったわけですけれども、B案ではその前段として市場分断率というのもしっかり見ながら、そこにもかかる形で、市場画定のところから経過措置の考え方を作り込むというものでございます。

ちょっと読み上げさせていただきますと、B案のほうですが、過去5年間の月別の地域間連系線の分断率が一度でも閾値を超える場合には、当該連系線は分断されているものと見なして市場画定するとともに、それぞれの市場画定における市場支配力について、市場シェア50%以上を判定基準とすると。2つ目のポツですが、市場分断率の閾値は、初年度は5%とすることすることし、1年ごとにレビューを行った上で見直すことを検討すると。こうした案でいかがでしょうかというものでございます。

8ページ目ですが、B案に基づく試算結果をお示ししております。仮に先ほどの案で一一ちょっとこれは足下の公表データを基に試算したものですが、先ほどの案で閾値5%ということで試算しますと、つまり過去5年間で5%以上切れている連系線についてはもう切れているとみなして市場画定をしますと、9エリア分断しているということになりまして、それぞれのエリアで支配的な事業者というのがいるという結果になります。これが閾値10%、20%、30%と上げていきますと、徐々に市場の画定の仕方が広がって対象事業者が減っていくと。こういった試算結果となっております。

最後に、9ページ目ですが、冒頭申し上げました事後監視、運用のほうといいますか、執行のほうにつきまして、冒頭にも申し上げたとおり、しっかり随時見直し強化を行っていく必要があると思っています。この点について、2ポツに書いていますが、市場支配力を持つ可能性の高い事業者について厳格な監視を行っていくというのは本当に当然のこととして、特に足下ではスポット市場で売り切れも生じておりまして、そうした中では、どんな事業者であってもピボタルな供給者になり得るという状況でもあるわけでして、こうした中では、市場支配力を持つ可能性の高い事業者に限らず、しっかりその事後監視というのをやっていく必要があると思っていまして、この点につきましては事後監視の在り方をしっかり強化していきたいということで、具体的には3ポツ、4ポツですが、高騰日のチェックというのについて少し対象を広げてやっていく、あるいは監視システムを高度化していくということも今後しっかり検討していきたいというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御発言の希望がありましたらチャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。

松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。事務局におかれましては丁寧な御説明をどうもあ

りがとうございました。

私のほうから2点質問がございます。

まず1点目としましては、今回、従来の考え方について、ある種、ガイドライン上の位置付けを明確化するという目的で、このように考え方をまた改めて定められるということでございますけれども、そのシステム改革報告書で位置付けられました旧一電の自主的な取組というものに関しては、こちらについては今回のことを機に、これはもうやめるということになるのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

また、2点目の質問でございますけれども、今申し上げた自主的取組というものに関してはシステム改革報告書において位置付けられているもので、本当にボランタリーなものといいますか、広い意味での競争政策に基づく公式のコミットメントであるというふうに考えておりますが、この点に関して、その自主的取組というものをある種なくす、もしくは今回のことに関して変容させるということであるならば、それに関して、そのような変更を裏付ける必要性ですとか、事情の変更について事務局としてどのようにお考えになっているかということを教えていただきたいと思います。卸市場の競争評価に関する考え方もその根底にはあろうかと思いますので、その点について現時点での事務局のお考えというのをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございました。質問はまた後ほどまとめて御回答いただくということにしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。九州電力の松本オブザーバー、お願いいたします。

- ○松本オブザーバー 委員の後でよかったんですけれども、よろしいでしょうか。
- ○武田座長 はい。
- ○松本オブザーバー それでは、市場支配力を有する可能性の高い事業者に対する監視 の在り方について1点、発電事業者BGの立場で発言いたします。

スライド9の黒丸の2つ目ですかね、「市場支配力を有する可能性の高い事業者について、厳格な監視を行っていくことが求められる」との記載があります。この市場支配力については、監視や一定の防止策が必要であることは十分理解しておりますが、発電事業のほうから見ますと、規制を強化するばかりではなく、参入者が出てくるようなインセンティブや安定供給の確保につながるようなインセンティブを併せて設けるなど、発電事業が魅力あるものとなるような制度づくりというのも必要かというふうに考えております。

また、そのような制度にならないと、市場支配力がいつまでたっても残ってしまい、足下のような電源の体質が継続するというふうなことになりますと、電力自由化の大前提であります安定供給についても今まで以上に不安定になるというふうに危惧してございます。現状、需給の厳しい局面においては、普段は稼働しないような既設・既存電源の活用等により何とかしのいでいる状況と認識しておりますが、これら既存電源の採算性の見込みは極めて低く、そのような状況を踏まえた規制の在り方や政策というのが今後特に必要になってくるかと考えております。このため、この場というよりは別の審議会等もあると思いますけれども、電源投資の確保に関する議論も進められており、その中で例えば対象を新規電源とするということもありますけれども、それだけではなく、現在の安定供給を支えているような既設の電源についても投資が確実に回収できるような仕組みといったものを今後考えていただければと思っています。

今回の自主的取組に関しての個別的な意見ということではありますが、全般的な意見で すけれども、事業者の立場から発言させていただきました。発言は以上です。

- ○武田座長 ありがとうございました。それでは、松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○松村委員 発言します。

松田委員の御発言とも関連するのかもしれないですが、私自身は、今回の措置は、今までの自主的な規制を緩めるというものではなく、基本的に同様に機能させるか、あるいは、もしちゃんとやられていなかったとするならば強化するという方向に進んでいると思いますし、実際にその色が今回の提案でさらに明らかになったと思っています。このような認識が誤解であるとするならば、それが誤解だということを教えていただければと思いました。いずれにせよ、今までのものを緩めるものではないと認識しております。

次に、今回提案いただいたB案は、前回私が言ったものを採用していただいたと認識しています。細かな内容について、スライド6では、1年ごとにレビューを行った上で見直すということを言っていますが、これの意味することが、1年後、特段の問題が見つからなければ、5%を10%に上げるというような提案だとすれば、私はにわかに賛成しかねます。事務局が正しく説明したとおり、今回も今まで同様にやってくれるということをもともと想定しているもので、その想定どおりのものが出てきたらすぐに緩めるという類いの

ものではないと思っています。1年だけおとなしくしていれば、その後はすぐに緩むというような、そんな提案をしているのではないと認識はしています。ただ、1年ごとにレビューを行うのは合理的。1年間で状況が大きく変わるということは当然あり得るので、同じ基準で見ていたとしても1年後には外せるというようなことは十分出てくると思いますので、1年ごとにレビューするということ自体は合理的だと思いますが、これが、その1年後にはデフォルトでは5%を10%に上げ、2年後には10%を20%に上げるということを考えているのだとすれば、私はそれは性急に過ぎるのではないか、それを意図するためにわざわざ1年ごとと書いてあるのだとすれば、私はとても強く懸念します。

一方で、一応こういう提案はしましたが、1年間で大きく状況が変わることは当然あり得ます。例えば連系線が増強されるのは一番分かりやすい例だと思います。連系線が増強されるということがあったときに、過去5年間でという基準で見ると、連系線の増強前には比較的詰まっていたけれども、増強後はずっと詰まっていないという特別な事情があるのにもかかわらず、5年という基準をいつまでも見る必要はないということもあると思います。そういう点は柔軟に考えていただければいいと思うのですが、値が2年後には10%に上げるつもりですということだとするならば、あらかじめきちんと言っておくべきだと思います。「見直すことを検討する」と書いてあるだけなので、そのことについてはコミットしていないという理解でいますが、もし理解が間違っていたら指摘していただければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局からコメントはございますでしょうか。

○東取引制度企画室長 ありがとうございます。

まず、松田委員からの御質問で、自主的取組の扱いはどうするのかということですが、 もともと自主的取組とされているものには、スポット市場への玉出しだけではなくてそれ 以外にも求められているものがありまして、そちらについてはまだ今のところこういった 同じような代案というか、代替策が必ず用意されているわけではないので、ちょっとそこ も含めて検討していくのかなというふうに思っております。全体としてどうしていくのか なということだと思っております。

それから、2点目、事情の変更があったのかという点ですけれども、もともと発端は、

やはり昨年の価格の高騰もあって、むしろ自主的取組という在り方ではなくて、きちんと 位置付けるべきだという御指摘も頂戴したというのもあります。そういった背景もありま すし、市場のプレーヤーがかなり変わってきている。実際に、特に売り札を見ると、売り 札の構成は必ずしも旧一電が売って新電力が買ってという構造でもなくなってきていまし て、その旧一電だから何とか、新電力だから何とかという考え方ではなくて、今の客観的 な考え方に基づいてきちんと整理したほうがよいのではないかというのが問題意識でござ います。

それから、松本オブのおっしゃった発電事業者の魅力ある環境整備という点につきましては、主に資源エネルギー庁においても参入といいますか、電源の投資インセンティブといった点が議論されていると思いますが、御指摘をしっかり踏まえて我々のほうも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、松村委員の御指摘の1点目は、先ほど申し上げたとおり、あくまで今回はガイドラインと一緒で、むしろ今まで自主的取組だったものをきちんとガイドラインに位置付けるのだというのが主体意義であるということでございます。

それから、2点目の御指摘についてはまさにここにお示ししているとおりですけれども、 1年ごとにレビューを行った上で見直すことを検討するということでございます。 私からは以上です。

○武田座長 ありがとうございます。今回ガイドラインに格上げするということで、事前規制の洗練化と事後規制の厳格化の方針が示されたと思いますけれども、大きな御異論はなかったと思いますので、事務局案のとおり進めることといたします。事務局はこの方針で対応を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、議題(3)「発電実績の公開について」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 発電実績の公開について。これはいわゆるユニットごと、コマ ごと、30分コマごとの実績公開についてということでございます。

昨年の5月に、当専門会合においても一度御議論いただきました。その際に、2024年に容量市場が開始されることも考慮して、容量市場開始前と開始後とを分けて考えてはどうかといった御指摘という整理がされました。その際に、容量市場の検討を待たずに、むしろ足下からしっかり前倒しで公開を検討すべきといった御指摘もありまして、それを踏まえて、今般改めて、容量市場開始を待たずに情報公開について御議論いただくというもの

でございます。

まず、7ページ目でございます。発電実績公開の意義・目的というのを改めて整理しております。特に昨年、これも冬に価格が高騰して以降、卸電力市場の透明性向上と参加者への情報開示というのが重要であるという御指摘がたくさんございました。そういった中で、市場の予見性の向上あるいはその監視機能の向上と、ひいては、その市場に対する信頼性を向上させていくことが重要ということを考えております。加えて、資源エネルギー庁のほうで先般、3月の需給ひっ迫を踏まえて、既存の最大活用に向けた環境整備といった文脈でも、こうした情報公開を進めていくことが重要といった議論がされてきたところでございます。

これに対して、昨年、事業者に行ったアンケートでもあったのですけれども、10ページに、発電事業者側から幾つか懸念される影響というのが御指摘を受けていまして、特に大きなものとして、限界費用が推定されて、その相対卸の価格交渉で不利になるのではないか。あるいは、その燃料在庫が推定されるのではないか。さらには、技術開発中のユニットですとか、発電事業以外の企業活動の推定につながるのではないかといった御懸念が示されてきたところでございます。

これに関して事務局といたしましては、いろいろな発電事業者の御意見も頂戴しましたけれども、限界費用の推定とか燃料在庫の推定といったものは、正確に必ずしもこの発電情報公開が直ちにそういったことにつながって物すごく不利益が生じるというところまでは考えられず、その開示が適当ではない理由というふうには考えられないのではないかというふうにここに考えております。他方で、個々のユニットの性質を踏まえて、合理性、合理的な理由がある場合には公開を求めないという選択肢もあるのかなというふうに思っておりまして、9ページのほうでそうした基本的な考え方をお示ししております。

昨年の御議論でも、そういった懸念を踏まえてなおしっかり検討すべしという御議論だったと理解していまして、そのため、原則としては公開を求めると。何か限界費用の推定を理由として一律に全部公開しない、あるいは公開の粒度を下げるといった考え方でなくて、原則としては公開を求めると。他方で、個々の事情に応じて例外というのもあり得るということを9ページに書かせていただいております。こうした考え方ではどうかということでございます。

その上で、実績の公開の方法について15ページにまとめております。

まず、対象電源ですけれども、HJKSの登録対象である認可出力10万kW以上のユニッ

トということとしてはどうかと考えております。これは、先ほどの意義のところで、ちょっと詳細は御説明しませんでしたが、HJKSに登録している電源の稼働状況をチェックするという意味合いもありますので、そうした意味からもHJKS登録対象電源と。それから、ヨーロッパにおいて同様の情報公開が行われているわけですが、ここでも閾値は10万kWとなっておりまして、それも参考に10万kW以上としてはどうかと。

それから、2つ目の公開項目ですが、ユニットごと・30分コマごとの発電量と、それから各電源種別・発電方式の区分というのをお示ししてはどうかと。

3点目ですが、公開のタイミングとして、実需給の後5日以内としてはどうかというふうに考えております。これもヨーロッパにおいては5日以内としていることを参考にして、これぐらいの。あとは、実務的なちょっと時間を有する部分もあるので、5日以内としてはどうかと書かせております。

それから、最後、4点目。具体的に誰がどうデータを集めて、どう公開するのかということですけれども、既存のテレメータ伝送と言われるシステムを最大限活用して、なるべく今のインフラを目いっぱい使って、追加的な投資を最小限にしつつ、発電事業者側が情報をTSOに提供すると。各エリアのTSOがそれを集積して、hの、一定の数値の加工を行いまして――平仄を取るという意味ですね。その上で、一覧性という観点から広域機関において公開するというやり方がよいのではないかということを書かせていただいております。

以下、それぞれの項目について詳細を書いておりますが、ちょっとここでは割愛させていただきまして、19ページ目で、その対象電源の考え方のところにつきまして、少し別の角度から書いたスライドがございます。

先ほど申し上げたとおり、基本的には10万kW以上のユニットを対象にと書いているのですが、一方で、冒頭に申し上げましたとおり、今後容量市場が運用をスタートするということを考えると、そうした状況の変化を踏まえた情報公開の在り方も検討していくことが必要なのではないかと。この点につきましては、資源エネルギー庁において検討を行っていくこととしてはどうかということを書かせていただいております。

また、左下に、その足下2025年度の容量市場落札電源と、今我々がここでお示ししているHJKS登録ユニットの関係、対象となる電源の関係図を書いております。重複する部分も多くて、この部分は重複するということになるのだと思うんですけれども、それぞれの側でしか補足できない電源というのもございまして、こうした観点からも、それぞれ検

討を進めていくということが有意義なのではないかということを書かせていただいております。

それから、ちょっとこの辺は先ほど申し上げたハードの部分の詳細ですのでちょっと割愛させていただきまして、27ページ目ですが、先ほど申し上げましたテレメータ伝送、既存のインフラを最大限活用してということなのですけれども、一般送配電事業者に調査してもらったところによりますと、先ほどの対象ユニット、HJKSの10万kWというので言いますと、全部で533ユニットのうち493ユニットについては、ユニット単位で既に発電実績データを取ることができる状態に既にあるということであります。先ほど申し上げたように、加工が必要になってくる部分、kW値しかない、あるいは発電端・送電端の違いがあるといったことはあるのですけれども、既に93%はユニット別でデータが取得できる状況にあるということが確認できております。

その上で、今後の費用負担の在り方というのを29ページ、30ページに書いております。 今後、先ほど申し上げたような方式で仮に公開を進めていくということになりますと、一般送配電事業者と広域機関においてシステムの改修というのが必要になってきます。その点につきまして、一般送配電事業者において発生する費用については託送料金で負担することとしてはどうかということを書かせていただいております。また、発電事業者において、先ほど申し上げたとおりほとんどのユニットでは既にもうデータが取れる環境が整っていますので、一部のユニットを除いては費用負担は発生しないと想定されるわけですが、もし発生する場合には、一部発生する場合には発電事業者が負担することとしてはどうかと書いております。これは、下の※で書いていますが、既に今取れているユニットというのも設備投資はもともと発電事業者の負担で行われておりまして、そことの平仄を取るという考え方でございます。

それから、規定・ガイドラインの在り方ということでして、32ページです。発電実績の公開については、市場の透明性向上に資するものという観点から、適取ガイドラインにおいて「望ましい行為」として位置付けることとしてはどうかということを書かせていただいております。

また、2ポツですが、発電実績の公開は、HJKSに登録されたインサイダー情報の正確性を裏付けると。実際に例えば停止と登録していた発電所が本当に停止していたのかというのがオープンになると、そういった性格も持つものでして、この点について、発電実績の公開を行わないこと自体が直ちに何か問題だということではございませんが、仮に合

理的な理由なく公開を行わない場合にはインサイダー情報公表の履行に疑義を生じさせる 一要素となるのではないかということを書いております。

それから、TSOと広域機関に関しては、「系統情報の公表の考え方」において、情報の収集と公開を求めるということを資源エネルギー庁において検討していただいてはどうかということを書いております。

最後に、今後のスケジュールでございます。35ページです。先ほど申し上げたシステム 改修が必要となります関係で、システム改修に要する期間というのを勘案する必要がある のですが、2023年度のなるべく早い時期での公開を目指すこととして、関係機関における 取組を求めることとしてはどうかと考えております。特に、一般送配電事業者においては、 レベニューキャップの審査・査定が今後行われることを考えますと、早急に必要な予算を 精査するということを求めてはどうかと書いております。

それから、最後のページですが、今後、本日の御議論を踏まえて、いずれにしても引き続き詳細な検討は進めていく必要があろうかと思っております。加えて、将来的により公開対象を広げる、あるいは公開タイミングを早めることが望ましいと考えられる場合ですとか、逆に公開することで物すごく事業者に不利益が生じているといったようなことが起きた場合には、柔軟に見直すこととしてはどうかということを書かせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御発言の希望がありましたらチャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。オブザーバーの方もあらかじめお知らせいただければと思います。

草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 ありがとうございます。草薙でございます。丁寧な御説明をいただきまして感謝します。

今回のスキームは、欧州の水準にも合致するところでありますし、日本ではHJKSとの整合性もチェックすることができることとなり、さらに容量市場への参加者のニーズもあることから、今回の事務局案に賛成できるところでございます。今後のことについて、可能であればぜひ検討をということで、以下申し上げます。

資料5の30ページに、「認可出力10万kW以上とする場合、既に一般送配電事業者に情報

が集積されているため、一部のユニットを除いて発電事業者には費用負担は発生しない」と記載されております。これはもともと発電事業者が負担したものであり、追加負担があるわけではないということで、合理性が説明されたところであります。ただ、認可出力10万kW未満の小規模電源で、特別高圧接続ではなくて、高圧接続のケースではテレメータ伝送で一般送配電事業者に情報が集積されていないケースが多くなることも一応示唆されていると思っております。

発電事業者において費用が発生するという場合は、発電事業者が負担するということになるという部分につきましては、今後のこととして懸念点を述べたいと思います。認可出力10万kW以上は追加の負担もない一方、仮に容量市場導入後に10万kW未満の小規模電源も発電実績の公開の対象となった場合には、情報連携のための費用負担が発生する可能性がありますことから、資源エネルギー庁での検討の際には、小規模電源の一般送配電との情報連携の実態等に留意した上での検討をお願いしたいと思います。

すなわち、32ページで、発電事業者に対して発電実績の公開を適正取引ガイドラインの「望ましい行為」として位置付ける点につきましては、これまでの整理の方向性と合致しているものと認識しています。そしてもちろん、電気事業法上の発電事業者には認可出力10万kW未満の事業者も多数含まれることから、今後資源エネルギー庁で検討される10万kW未満の小規模事業者の扱いの検討結果を踏まえて、整合的に判断いただくのが適当であろうと考えます。論理的には、小規模の発電事業者は一送との既存の情報連携システムが使えないために、広域機関の公開の対象とはしないけれども、適正取引ガイドラインの「望ましい行為」の規定によって、例えば自社のホームページの中での公開を実質的に求めるなどといったことになれば、それなりに小規模発電事業者の負担が出てくるという可能性があるのではないかと思います。よって、その場合には必要な措置についてもするということになるのではないかと。そのことについても可能であれば検討していただきたいというふうに思っております。

以上であります。

- ○武田座長 ありがとうございました。それでは、岩船委員、お願いいたします。
- ○岩船委員 御説明ありがとうございました。このユニット別の情報公開に関しては非常に望ましい方向だと私も思います。この方向で進めていただければと思いました。

HJKSの登録電源がまず基本的にデフォルトでスタートするとして、問題は、先ほど

草薙委員からもあった小規模な電源だと思うんですけれども、やはりこれから増えてくる ものが比較的小容量のものだとすると、かつ、それらが容量市場には入れる電源だとすれ ば、この容量市場の分を費用負担する小売事業者、需要家にとってそれは、発電機の情報 は公開すべき情報だと思いますので、しっかり同様に公開されてほしいと私は思います。

ただ、先ほど草薙委員が御指摘されたような、それをするためのコストという問題はあるとは思うんですけれども、基本的に今後そういった電源が増えてくることを考えると、TSOが一括してその運用を見ていくようなことが望ましいと思いますので、私は基本的に10万kW以上の電源と同様に情報を収集してしっかり公表するような方向、それが恐らく望ましい、全体最適を目指すような運用にもつながると思いますので、できれば切り分けた扱いではなくて一元的な扱いにして、その結果、しっかり公表できるというような体制につなげていただきたいと思いました。

以上です。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○松村委員 事務局の提案、全て合理的だと思いますので、支持します。このとおりに 進めていただければと思いました。

懸念点として事業者からの意見があったという御紹介、スライド10のところで紹介をしていただいているのですが、ただ、限界費用がこれで分かってしまい、相対契約をするときに発電事業者に不利益になるという議論は、どれぐらいもっともらしいのかということは、よくよく考える必要があるかと思います。

まず、相対契約で恐らく非常に重要になってきて、なおかつ費用情報について、もともと非対称性があるとかというものは固定費だと思うんですが、限界費用に関しては発電所のスペックだとか、あるいは全般的な燃料価格を見ればある程度は、そもそも公開情報からだけでかなりの程度分かるはずで、この発電状況が新たに分かったことによって、もちろん入札条項と突き合わせるということをすれば原理的にはさらに細かく分かることはあり得るわけですけれども、それは本当にどれだけ重要なことなのか。むしろ情報を公開したくない別の理由があって、そのために、でもその理由は恥ずかしくて言えないので、こういうことでごまかして言っているのではないかという疑いすら生みかねない議論なので

はないかと思います。これがまた事業者から繰り返されるということがあるとすると、そ の事業者の信憑性をさらに損ねると思っています。

さらに、仮に百歩譲って、そこを突き合わせることによってさらに正確な情報が分かる、 それは経営情報だからまずいということがあったのだとすると、その入札が、例えばその 燃料価格のような限界費用、厳密な意味での限界費用だけで常に入札されているという、 そういう事業者であれば一定程度の説得力はあると思いますが、しかし、現実には、その 支配的事業者の場合には、既にこの委員会でも明らかになっているとおり、段差制約、そ の他の制約によって入札の仕方というのはいろいろな制約でゆがめられているし、さらに かなり多くのものというのは起動費に乗せるという格好になっていて、いろいろな費用が ごっちゃになっていて、その結果として切り分けるのがとても難しい状況になっている。 さらに、かなり多くの割合がブロック入札されているというようなことだから、なおさら 分からなくなる。稼働状況は市場価格を突き合わせれば限界費用が分かるなどという状況 とは程遠い状況になっているので、そのような無体な要求をする事業者は、今後は自分た ちが、応札が、基本的には大きな事業者であれば限界の1ユニットあるいはせいぜい2ユ ニットぐらいしか起動費を乗っけていない。それから、ブロック入札というのももうほと んどしていないというようなこと。段差制約をはじめとした要らぬ制約というので変にゆ がんでいることはなく、非常に素直に限界費用で応札している電源がほとんど、1ユニッ トを除けばみんなそうなっているのだということだからこそ困るのだということを明言し た上で、そのような発言というのをぜひしていただきたい。もしそういうことがなかった とするならば、やはりためにしているということを、もう聞いている国民の前でさらに明 らかになるということだと思いますし、それから、この後も、例えばいろいろな制約とい うのを加えれば発電事業者にとってはディスインセンティブになるのだという発言もきっ と相次ぐんだとは思うんですけれども、前回のラウンドのときにも言うべきだったのです が、今現在、足下で市場価格が物すごく高騰している状況なのにもかかわらず、自社の小 売部門には非常に低い価格で売っているのではないか。それもかっちりしたエクスプリシ トな契約に基づいて売っているというのならともかくとして、そうでないのにもかかわら ず、惰性で低い価格で売っているのではないか。小売にそのような格好で膨大な利益移転 をしておきながら、発電のほうは収益性がさらに助けが必要だなどというような発言が相 次ぐと、今議論されているような新設電源に対して特別なサポートをしようという議論に も、むしろ悪影響が及ぶのではないかと懸念しています。発電事業者は、本当に困ってい

ることというのを言うのはいいのですが、これを口実にして、こんなことにまで抵抗する というような印象を与えるのが本当にいいかどうかは十分考えた上で、自分の議論を整理 し、それの立場を明らかにしていただければと思いました。

以上です。

- ○武田座長 それでは、圓尾委員、お願いいたします。
- ○圓尾委員 圓尾です。聞こえますでしょうか。
- ○武田座長 聞こえます。

○圓尾委員 私も事務局の御提案には全て基本的に賛成したいと思います。松村先生も御指摘されましたけれども、やはり10ページのところにある事業者の懸念をもう一回読んで考えても、全てのユニットに対してこれを理由に開示しないというのはやっぱり適当ではないというふうに思います。おおむね限界費用とか推定できるところはありますし、詳しくは松村先生がおっしゃったので繰り返しませんけれども、全てにこれを理由に非開示にするというのは適当ではないと思います。

9ページのほうには、合理的な理由があると認められる場合には公開を必ずしも認めないということはきちんと書いてあるので、例えば何か実験的に動かしているものですとか、これはどうしても開示したくないというものがあれば、それは個別にきちんと語っていただければいいのではないのかなというふうに思います。

その上で1点だけなのですが、15ページのところに公開方法を4つ出していただいていますけれども、この公開のタイミングが実需給後5日以内というのは、本当にこんなにかかるのかというのがちょっと疑問に思っています。すみません、これは実務を知らないのでのんきなことを言っているということなのかもしれませんけれども、先ほどの事務局の御説明からも、実務的に時間をこれぐらい要するというようなお話がありましたけれども、このぐらいのデータを、例えばバッチ処理なんかで原始的な形で動かしたとしても、5日もかかるというのは何かちょっと信じられないところがありますし、それから、7ページに目的をまとめておられますけれども、例えばその価格高騰時にいろいろな監視をしたり検証したりするというのに、5日も待っていてよいのだろうかという気もします。2日ぐらいで実はできたりするのではないのかなというふうにも思いますので、どうしても既存インフラを使って追加投資を最小限にというのも、これも大事なポイントですから、今、現時点では致し方ないということであれば5日以内でスタートするのはいいと思うんですけれども、これはもうちょっと短縮できないものかというのは追って考えていく必要があ

るのではないかというふうに思いましたので、ちょっと問題提起をしておきたいと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。松本オブザーバー、お願いいたします。

まず、事務局におかれましては丁寧なヒアリングをありがとうございました。

○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。発電実績公開の意義・目的について1点と、発電実績の公開方法について1点、発電事業者BGの立場で発言いたします。

まず、1点目の発電実績公開の意義・目的についてでございますけれども、卸電力市場の透明性の観点から発電実績の公開に向けた検討が必要であるというのは理解しておりますが、やはり拙速に結論が出されようとしていないかというふうに少し危惧してございます。

スライド10を御覧いただきたいのですけれども、今し方いろいろ議論がありましたけれども、懸念される影響に限界費用や燃料在庫の推定に関する記載がありますが、これら情報は仮に正確に推定されなくとも、発電事業者にとってはこれらが、発電事業者にとっては競争情報というのが容易に推測される、推定されるという可能性があること自体が、卸販売交渉上の不利益につながるおそれがあると思っていますし、また、燃料についても、売り入札というのは次の調達時期とか量というのがある程度想定できますので、やはり買い主は不利になるということでございます。我々、社外向けの相対卸については、コミットメント以降かなり積極的に交渉してまいりました。今でこそ燃料高騰がありまして比較的交渉に乗っていただけるのですけれども、燃料高騰の前はかなり厳しい交渉。どちらかというと買い側の力が強いというふうな交渉をしてきてございまして、やはりそこにはいろいろな限界費用と、それから燃料の話、こういったところは非常に厳しく交渉してきたところで、我々、必ずしも売り側のほうが強いという状況ではございませんでした。そういう面があります。

プロ同士ですと、やはり限界費用の想定とか燃料に関する想定・推定というのは、データがあればかなり容易にできます。したがって、今回の発電情報の公開によって発電事業者のみにこのリスクを負わせるというふうなことになりますと、市場参加者間の公平性の観点から適切ではないのではないかというふうに考えます。

それから、データ保護の観点がございます。発電事業者から送配電あるいは当局に提供

した発電データというのは、我々にとっては重要な経営データでありまして、競争データでもあります。したがいまして、データ保護の観点からの検討も必要ではないかというふうに考えます。こういった点は今まではなされていなかったと思います。

発電事業者の合意なく強制的に公開されるということは、個社としては現時点では許容されるものではないというふうに考えております。もちろん、公開をしたいという発電事業者がおられれば、それを止めるものではないというのでは言うまでもありません。このため、発電実績の公開については、スライド13に私の過去の発言が引用されておりますとおり、これらの情報というのは広くあまねく一般に公開するというものではなく、合理的な理由で情報が必要であるというふうに認められる事業者のみ、監視当局を通じて必要な発電情報を開示するということとしまして、これについてはしっかり対応していきたいというふうに考えております。開示によりまして、市場の信頼性向上とかHJKSの適切性のチェックというのはできると思いますし、市場支配力とか反競争的な行為の監視は十分できるというふうに考えてございます。

次に、2点目で、発電実績の公開方法についてでございます。スライド15の公開項目に ユニットごとの記載がありますが、市場を分断しているエリアの調整電源というのはマージナル電源になり得る可能性が高く、スポット価格とのひもづけがかなり容易になると考えられます。このため、小売との卸交渉については不利になることに加え、発電事業者からの競争にも特定の事業者の不利を招くというおそれがあります。したがいまして、市場分断時はユニットごとの発電実績ではなく燃料ごとの合計値とするなど、エリア別入札価格の公開等、このときと同様に単独エリアに対する配慮についても併せて検討いただければと思います。

以上が2点なのですけれども、いろいろ御議論がありましたので、もう少し危惧を補足いたしますと、ユニットごとの全コマのデータ公開をしますと不採算ユニットというのが明確になりまして、安定供給以上の悪影響の懸念があるという点もお伝えしておきたいと思います。どういうことかといいますと、発電事業に関しては、投資家、株主、それから金融機関等の融資者などからは、採算性の悪い電源の維持については理解を得ることが年々難しくなってきているのは事実でございます。特に再エネの導入が進んで、今もこの時点で拡大している九州においては火力はもはやベース電源ではなく、ほぼ調整電源でありまして、その利用率は低下の一途であります。その中で、各ユニットの全コマの発電実績が公開されますと、利用率の低い電源が明々白々となりまして、その維持についての理

解はますます得にくくなると。そして、向かうところは廃止のほうに加速してしまうとい うふうに危惧しております。

とはいっても、公開の重要性は分かりますので、仮に公開するのであれば、符号化は絶対としまして、PJMがやっているように個別ユニットというよりは燃料種別ごとというのもあるかと思います。さらには発電所ごととか、そういったデータ化法に一定の工夫の配慮をしていただくということも御検討いただきたいと思います。

併せて、この機会でということではないのですけれども、あまり回らないけれども安定 供給とか再工ネ拡大に寄与しているユニットに対する適切な対策措置というのは切に求め られているということだと思います。

最後に、改めて申し上げますと、拙速に発電ユニットごとの全コマの発電実績を広くあまねく公開するということを進めるのではなく、データ保護とか、先ほど言ったマスキングとかいろいろな符号化等も含めてなのですけれども、データ保護とか、利用のルール策定とか、市場分断値の扱いなど、そういったものを含めて検討を深めていただきたいと思います。

角を矯めて牛を殺すというふうなことにならないよう、規制強化については慎重に御検 討いただきたいと考えております。

発言は以上です。

- ○武田座長 ありがとうございました。それでは、白銀オブザーバー、お願いいたします。
- ○白銀オブザーバー 関西送配電の白銀でございます。音量は大丈夫でしょうか。
- ○武田座長 はい、聞こえています。
- ○白銀オブザーバー ありがとうございます。

発電実績の公開につきましては、市場の透明性、市場参加者の予見性の向上の取組であることを踏まえますと、精算に用いるカクソウ計量器で計量される精緻なデータではなく、コストの観点からテレメータ伝送を用いるという事務局の提案につきましては、利用目的に沿った合理的な手法と理解いたしました。この方向性については本日整理いただきましたので、早急に概算費用を詰めまして、見積り費用の審査においてお示しできるように検討を進めさせていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、國松オブザーバー、お願いいたします。

- ○國松オブザーバー 日本卸電力取引所の國松でございます。聞こえていますでしょうか。マイクは大丈夫でしょうか。
- ○武田座長 はい。
- ○國松オブザーバー おまとめいただきました 7ページの発電実績公開の意義・目的のところなのですけれども、私どもも取引所のデータの公開というのはいろいろ言われておりまして、トランスパレンシーですね、透明性向上という中でいろいろなものが公表に向かっているのですけれども、その公表が果たして本当に効果があるかどうかというところはしっかりと考えなければいけないのかなとも思ってございます。

この中で、市場監視の機能向上はまさに大事なポイントで、市場監視を行う者にとって、ユニットが動いている、本当に動いたか、動いていないのか、そういったことはかなり必要なデータで、私どもはこれを取れませんので、あれば必要なのかなと思っておりますし、監視委員会様におかれてはもう既にリアルタイムに取っていて判断していたのではないかと思っているのですが、これをやっておられないのであれば早めに、早くやらなければならないようなことだと思っております。その市場監視のものがしっかり見るデータと公表するデータというのはやはり少し変わってくるのではなかろうかなとも思う面がございまして、まとめる必要があったりとかいうのは、何かの懸念があれば、よく言われる衆人環視を期待するということであればそうかもしれませんけれども、あいつ売っていないじゃないかということをみんなにやらせたいというのであればそうかもしれませんが、そこをやらせるのですかというところはあろうかなとも思います。それによって、先ほど九州電力のオブザーバーの方の御意見でもありますけれども、悪意を持った方がそのデータを利用して、日本の国力の低下につながるような行動に移さないとも限らないというのもありますので、どうでしょうかねというのはあります。

とは思いつつも、議論の中でトランスパレンシー、透明性に向かうのであればいいかと思うんですけれども、この実績と併せて見なければならないものとしては、HJKSの登録データ、そのデータが動いているか動いていないかというものと、発電計画が実際にどういう数字で入っていたのか、それに対して実績がどうだったという見方、この2つは、そもそもHJKSで止まっているとされている中で発電があってもおかしいし、止まっていないのに、価格高騰したのに動いていない、予備力が厳しいのに動いていないという電源もおかしいしという見方があろうかと思います。HJKSの情報も併せてこの公表の中

に加えていくべきではないかなと思ってございまして、この公表の仕組みの中で、私どもが今HJKSを預からせてもらっていますけれども、それとのリンクについてもお話をさせていただきたいと思いました。

以上です。

- ○武田座長 ありがとうございました。それでは、草薙委員、お願いいたします。
- ○草薙委員 草薙でございます。

先ほどの國松オブザーバーのお話に触発されまして、一言発言させていただきます。

36ページの今後の進め方のところで「公開の在り方について、柔軟に見直す」というふうにされていますけれども、発電情報の公開の充実を受けて、新電力等の市場参加者が実際にどの程度公開情報を活用しているのか、あるいは卸電力市場の予見性の向上にどの程度寄与しているのかなど、公開後のフォローアップを行うということを重視していただきたいというふうに思っております。せっかくの発電実績公開制度が絵に描いた餅にならぬようにしていただきたいという意味でございます。

そもそも、2ページで示されておりますとおり、今回の発電情報の公開の充実のきっかけは、2021年の冬季のスポット市場高騰を契機とした部分があろうかと思います。新電力等の強い要望があったと、市場参加者の要望であったというふうに理解もいたしております。

発電実績の公開は、まさに7ページのところでお示しいただきましたとおり、「卸電力市場の透明性向上」や「発電に関する理解・信頼性向上」のためのツールであると。そして、発電実績の公開はそれらに資するものであるということだと理解しており、また期待もしております。したがいまして、しっかりと発電情報公開後のフォローアップをお願いできればと思っております。

以上であります。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、岩船委員、お願いいたします。
- ○岩船委員 松本オブザーバーの御意見を伺って、再度発言しようと思いました。

まず、幾つか分からない点があったのですけれども、1つは、データ保護の観点から考えるとデータを出すのはおかしいというような御発言があったかと思われました。それが 具体的にどういう意味を指すのかが分からなかったのですけれども、例えば欧州でユニッ ト単位の情報が公開されていると。それが実際それほど発電事業者の事業に悪影響を与えたのか、そういった明らかなエビデンスがあるのか、そういったところをしっかり御説明していただければと思いました。先ほど、松村委員が御指摘になった点、あとは事務局の整理が、結局言われていることが全く合理的でないというようなふうにも受け取られるわけですけれども、ユニット単位の情報を出すことがどれだけ発電事業者にとって悪影響をもたらすのかということは、もう少ししっかりしたエビデンスを持って御説明されるべきではないかと私は思いました。

かつ、であれば、発電所単位であれば御同意いただけるようなお話もあったと思うんですけれども、では発電所単位ならいいというような御発言だったのでしょうかというのを 1つ確認させてください。

あとは、取引所の國松様から、このユニット単位の情報公開が日本の国力低下につながるような、悪用ができるかもしれないというような御発言というのは非常に重いと思います。こういうことを言うと、情報公開にネガティブな意見がどんどん出るようになる可能性もありますので、何らか根拠があって言われているのならいいのですけれども、もし根拠がないのであればこういった御発言は少し控えていただくほうがよいのではないかと私は思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございました。それでは、圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員 松本オブザーバーが最後に付け足しでおっしゃったことにめちゃめちゃ驚いたので、ちょっと発言したいと思いました。

何をおっしゃったかというと、情報公開をクリアにするとどのユニットが非効率かということが明確になるので、株主をはじめ、そのプレッシャーがかかって、それを、例えば廃棄をしなければならないから安定供給が脅かされるんだというようなお話をされました。私は、池辺社長をはじめ、九州電力の経営者というのは効率的な経営を施行されていて、非効率なアセットは持たないようにしっかりと経営をされているものだと思っていたので、あっ、こんなことをしているんだというのは非常に驚きだったので、後で池辺さんに確認しなきゃと思いました。全然これは今回の議論とは筋が違うことを僕はおっしゃったと思っていまして、本来であれば非常に透明性を担保した上で、どれが効率的でどれが非効率なユニットなのか、だからこれは残してこれは廃棄するんですということをきちんと説明

を果たした上で、それでも安定供給のために必要なのであれば、そのために必要な対価が要るのだということを国に働きかけるなり、制度的な担保をしてもらうということで、ちゃんと経済的にも安定供給のために非効率なものを維持することを――闘って勝ち取るのがやっぱり経営者の役割だと思うんですけれども、それをせずにグレーな状況で、透明性を担保せずにグレーな状況で置いておくことによって株主を欺いて、非効率なものもアセットとして抱えることによって安定供給を保ちたいというふうに旧一電が思っているというのは非常に驚きでした。まあ、今回のこの議論、情報公開すべきかどうかというのとは、松本オブザーバーがおっしゃった論点というのは全く筋が違うものだというふうに思いますので、考慮する必要はないのではないかというふうに思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございました。

委員の先生方で、ほかに御発言の御希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、松本オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○松本オブザーバー まず、圓尾委員の言われたところについて少し説明申し上げますと、非効率のユニットというのはどうしても、単体でユニットごとに採算性を見ますとどうしても出てきます。これは揚水なんかもそうですし、火力発電所で特に設備利用率が落ちているものというのはかなりあります。全体で何とか保とうというふうな経営をやっているというのが実態でございまして、やはりこれは安定供給には非常に寄与しているという点から、当然ながら国のほうには、こういうふうなユニットに対しての適切な対策措置というのはこういうふうなものが必要なのではないかと具体的に進言は申し上げておるというところで、何もしていないというわけではございません。ただ、実態としてそういうふうなプレッシャーは必ずしもないということではなくて、厳然としてあるということでございます。そういったところが現実であるということは理解いただきたいというふうなところが1点ございます。

岩船委員から御質問のありました点についてお答えします。

まず、データ保護の観点というのがありました。この点では、やはり立ち位置によって そのデータの重要性というのはかなり違うものだというふうに議論の中でよく分かりまし たけれども、少なくとも我々発電事業者にとっては非常に重要な経営データと。これを出 せばほとんどメリットオーダーの順番が分かるということがありますし、それは我々から すると競争相手のデータは欲しいわけなのですけれども、逆に自分のところのデータも出 ていってしまうと。さらには、入札データとも重ね合わせることによって、ほぼほぼ金額というのも大体推定できるのではないかというふうに思っていまして、さらには分断するような市場ですとそれがもっと容易に出てくるというところで、やはりそこのデータの保護というのは非常に重要かなと思っています。それを広くあまねく公開するというよりは、ある程度開示するとか、クローズした形で資格のある方だけに開示するとか、そういった方法もあるのではないかというふうなところも思ってございます。

それから、欧州は問題ないのではないかというのがありましたけれども、欧州は発電事業者がもともと歴史的に国営の事業者さんがすごく多いです。こういったところから、国の政策に対して対応していくというのは非常にスムーズにやっておられるのかなと思いますが、一方で、PJMを見ますと、PJMのほうはIOUの事業者さんが多いのですけれども、そこにおいてはたしか、データマイナーのツールで見ますと燃料種別のデータが出ているのですけれども、必ずしも全コマのユニット別の発電実績というのは出ていないのではないかというふうに思っています。では、PGMはどうしてそういうふうにしているのかというところも含めて検討が必要なのではないかなと思っています。

そういうことで、発電所単位だとか燃料種別単位ということであれば、なかなか個別の データが出ていくという形ではないので、競争上の不利益とか、そういうふうなものも大 分緩和されるのではないかなというふうに思った次第です。もう少し検討を深めていただ ければなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○武田座長 ありがとうございました。

岩船委員から國松オブザーバーに御質問があったと思うんですけれども、もし御発言等 あれば、國松オブザーバー、いかがでしょうか。

○國松オブザーバー 國松でございます。

気を付けるようにいたしますけれども、発電事業者様の御意見等々を聞く中で、やはり 発電事業者さんにとってなかなか不利になる部分、燃料調達等々で不利になる等々の御意 見、それらを勘案しての発言でございます。そういった中で、何にしてもその可能性とい うものについては否定できないのではないかなと思ったものですから、発言させていただ きました。以後気を付けるようにいたします。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、事務局からコメントはございますでしょうか。

○東取引制度企画室長 ありがとうございます。

松本オブザーバーの御指摘の点に関して、ちょっともし誤解があったらということで、 二、三補足させていただきますと、その事業者の同意を得ないような形で情報を公開して いくというのが大いに問題になり得るというような御指摘があったかと思うんですけれど も、具体的にどういうやり方かというのは今後の詳細の検討が必要ですが、当然いざ公開 するとなれば発電事業者側への同意を得た上で情報は開示していくということを考えてお りますので、先ほどのデータ保護の観点からどうしても出せないということであれば、そ こはその理由を伺った上でということを考えておりまして、同意なくTSOが、あるいは 広域が、あるいは行政側が情報開示を何か強制的に行うということではないという点は御 理解いただければと思います。

また、メリット、デメリット、御懸念について様々な御議論がありましたけれども、私どももいろいろな発電事業者の御意見を伺っている中で、かなり意見にばらつきもあると申しましょうか、様々な意見があることも事実であります。今回御紹介しませんでしたが、発電事業者であり小売、発電設備を持つ小売の中に、もちろん発電事業者として懸念がないわけではないけれども、やはり市場の透明性の向上ということでしっかりやっていただきたいというような声を頂戴している例もございますし、発電事業者の中でもむしろしっかり公開するという前提の中で何ができるかを考えていきたいというふうにおっしゃっているような事業者もいらっしゃいまして、やはり個々の事情というところに最後はなってくるのではないかなと思っておりまして、そういった意味でも、ユニットごとに、最後は本当に個々の事情があれば、公開をする、しないというところは柔軟性を残しているという形で御提案させていただいているつもりでございます。

それから、監視が目的なのであれば監視機関にだけデータを見せればいいのではないかという、そういうやり方もあるのではないかという御指摘もあったかと思います。國松オブザーバーからも同じような御指摘があったのではないかと理解していますが、監視という点だけを取ってみたとしても、やはり公開されるということによってより抑止力が働くといいますか、正直に申し上げれば、監視当局も、全てのコマについて、全ての発電所について、全ての稼働状況を毎日チェックするというのは物理的にはかなり難しいと思っていまして、そうした中でそういった一定の抑止力が働くということも非常に大事だと思っていまして、もちろん監視のためだけにやる取組ではないと思っていますけれども、仮に監視の1点を取っても、監視当局だけが見るというのと公開されるということの意義は大

分違ってくるのではないかというふうに思っております。

それから、あと何人かの委員の方々から、今後の検討――そもそもどうスタートするかというところの御議論になったわけですが、今後の検討としてさらにその対象を広げる、あるいは対象を広げたときにどうしたことをするのか、公開のタイミングを早めるといったことも御検討いただきたいという御指摘を頂戴したと思っていまして、こちらについてはいずれにしましても引き続きよく、今後の課題として検討させていただきたいというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

本件につきましては、委員の先生方からは大きな御異論はなかったと思います。むしろ強い支持があったというふうに思います。オブザーバーの方から御懸念があったわけですけれども、これにつきましてはただいま室長から御説明いただいたように、事業者側から合理的な理由を示すことができれば公開を必ずしも求めないという提案になっていますので、事業者側の御懸念というものもこれで対応可能ではないかというふうに思います。

ですので、本件につきましては事務局案のとおり進めることといたします。事務局は、この方針で対応を進めていただきますようお願いいたします。ありがとうございました。 それでは、議題の(4)に移りまして、「2022年度受渡しの相対卸契約及び常時バックアップの状況等について」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 資料 6 でございます。相対卸の常時バックアップについてということでございます。

今年の3月の専門会合、この当専門会合において、内外無差別の卸売のフォローアップの期間ということで、2022年度の相対卸の契約交渉状況についてデータをお示しさせていただきました。売り切れていてなかなか買えないといった声もありまして、そういったものをお示ししたわけですけれども、年度末を超えて、契約も一通り年度末のものは固まったということで、そのアップデートしたデータを4ページから7ページでお示ししております。

ちょっと詳細は割愛させていただきますが、青いところが社内・グループ内向けの販売量、下の赤、緑、紫のところが社外・グループ外向けの卸売ということで、トータルで見ると、kWで見ますと昨年度から少しそれぞれ減るような形になっていまして、hで見ますと社内向け・グループ内向けが減って、社外・グループ外向けが大きく増えたというよう

な形になっていまして、いずれも常時バックアップが非常に増えて、ベースロード市場における取引も増えて、パーセントとしてはかなり増えて、相対卸は同じぐらいか、それをちょっとひっ迫してといいますか、圧迫されて、相対卸は少し減るか同じぐらいかというような感じになっております。ここにつきましては引き続き定例のフォローアップの中でしっかり見ていきたいと思っていますが、今日は特に大幅に増えている常時バックアップについて少しフォーカスして御議論いただきたいと思っております。

10ページです。常時バックアップについては、先ほど申し上げたように、昨年から契約 kWで見ても供給量hベースで見ても、大幅に増えております。一方で、新電力からは申込みを断られて利用できないという声も数多くいただいておりまして、一方で物すごく増えてというのと、一方で全然買えないという声を頂戴していまして、何が起きているのかというのを今回調べたということでございます。

まず、11ページ目に、旧一電10社の常時バックアップの総契約量の推移をお示ししております。昨年の夏前に、もともと価格高騰前は低位で推移してきたわけですけれども、昨年の夏前にグッと契約量が増えたと。期中で増えていると。それから、昨年の冬にかけてまたグッと契約量が増えていまして、昨年度中で6~7倍ぐらいに契約容量が増えているということでございます。

今の足下の旧一電各社の対応状況というのが12ページにまとめております。各社、多くの会社で、供給力不足を理由にして新規あるいは増設については受付を停止している、あるいはその受付をしても契約に至っていないという状況が生じております。

13ページ目です。契約口数、これも全社の延べの契約口数でございますが、kW変化と同じように去年の夏・冬に増える傾向はありますが、さほどkWの変化ほど契約口数は増えていないということになっております。

それの意味するところは何かというのが14ページ目ですが、各エリアで上位5社の契約量というのがどれぐらいを占めているのかというのをお示ししたのがこちらのグラフでございます。平均すると6割、7割ぐらいが上位5社によって占められているという状況が見て取れます。

それから、15ページ目、今度は価格についてでございます。グラフの青線が常時バックアップの電力量料金、いわゆる2部料金の変動部分ですね。燃調込みの数字。それで、グラフのグレーのドットの線がスポット市場価格となっておりまして、常時バックアップのhの料金とスポット市場の価格に、特に昨年の秋以降、市場高騰する中で相当値差が生じ

てきていて、相当この常時バックアップが割安になっているという状況がうかがえます。 この背景としては、この今回確認した過去2年の間で、常時バックアップの料金というの はどの会社においても改定が行われていないということでございます。

それから、16ページ目です。こちらは常時バックアップの使われ方を確認したものです。 負荷率を確認しております。グラフの赤い線がスポット市場価格、グラフの青い線が常時 バックアップの負荷率となっておりまして、過去2年を見ますと、市場価格が高騰する時 期に常時バックアップの負荷率も顕著に上昇していると。2020年度、去年の1月のところ で物すごく利用率が上がって、また昨年の秋以降もかなり利用率が高くなっているという ことが見て取れます。

それから、常時バックアップの供給電力量と、スポット市場における新電力の売り入札量の推移をお示ししたものです。下の紫の線が常時バックアップの総供給量、kWhでお示したもので、昨年の秋以降増加傾向にあると。それと同じ時期に新電力による売り入札量というのも大幅に増加しているということが起きておりまして、特に昨年の12月あるいは今年の1月というのはほぼ同じ水準なのですけれども、新電力による売り入札量というのが過去最高の水準を記録しているということでございます。

18ページ目、こちらで改めて今のファクトを整理したものです。

まず、現在多くの旧一電で供給力不足を理由として、新規契約あるいは増量というのは ストップしている状況にございます。このように常時バックアップの供給力が限られる中 で、契約の過半は一部の新電力によって占められていて、常時バックアップにアクセスで きない新電力が多数存在しているという状況でございます。

また、昨年来、価格が高騰している中で、燃料価格が高騰している中で常時バックアップの価格改定が行われていないために、値差が生じて、市場価格に連動するような形で負荷率が動いているという傾向が取れまして、さらには、そうした中で新電力によるスポット市場への売り入札が増加していることから、一部の新電力によってスポット市場との値差を利用した裁定取引を目的として常時バックアップが使われている可能性もあるのではないかということを書いております。

これを踏まえまして、19ページ以降、どのように今後の対応を考えるかという点についてお示ししております。

まず、20ページですが、常時バックアップ、そもそも、これはややおさらいなのですけれども、常時バックアップにつきましては、昨年秋の資源エネルギー庁の審議会において、

原則廃止の方向性を維持しつつ、その内外無差別が担保できた場合に廃止していくのが適当だと整理されたところでございます。これが大きな方向性でございます。こうした方向性も踏まえつつ、当専門会合においても、内外無差別の卸売の実効性を高めるために具体的にどういうことをするのかというので、3月に御議論いただきまして、そのスケジュールをそろえるですとか、ひな形をつくる、あるいは社内の体制というのをしっかり整備してもらう、あるいは社内取引の文書化をさらに進めてもらうといったことを求めてきたというところでして、こうした取組を今まさに各社に求めてやっていただいているところでございます。

最後のポツですけれども、一方で、その大きなそういう方向性はそうである一方で、足下を見てみると、新規・追加供給は止まっている、制限されている。スポット市場との値差はかなり起きていて、さらにはその裁定取引に使われている。いわば、その制度の趣旨にそぐわないような使われ方もされている可能性もあるなど、かなりいろいろな問題が生じているように見受けられます。こうした状況をどう評価して、大きな方向性は大きな方向性としてあるわけですが、当面の短期的な対応というのをどう考えていくのかということを論点提起させていただいております。

次のページですが、さらにもう少し具体的にしまして、まず旧一電側の供給制限についてですけれども、多くの会社が供給力不足を理由として停止しているということですけれども、これは内外無差別性というのが本当に確保されているのか。これはフォローアップにおいて、社内外の契約締結のスケジュールだったり供給力の状況というのを時系列的に確認する必要があるのではないかということを書いております。

また、今度は一方で、新電力の使い方のお話ですが、個々の新電力がどのように常時バックアップを今使っているのか。特にスポット市場における転売などのような、制度趣旨にそぐわない利用が行われている可能性はないのかという点を確認するために、個々の契約ですとか利用状況も含めたより詳細な実態調査が必要なのではないかと考えております。

最後のポツですが、なお、こうした課題の根本的な原因、根っこは、燃料費が上がっているにもかかわらず、価格がずれた状態が続いていまして、スポット市場をはじめ、ほかの取引との値差が生じていることというふうにも考えられると思います。この点についてどう考えるのか。

22ページ、最後、参考ですが、御参考までに、各社の常時バックアップの契約のひな形において転売というのがどういうふうに扱われているかということでございます。全社の

ひな形において常時バックアップの目的を定めた上で、目的外に利用された場合には供給 停止ですとか解約といった措置が取られるということが規定されているということを確認 いたしました。また、このうち2社の契約においては、その目的外利用の具体例として転 売というのが明示されていると、こういう状況でございます。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御発言の希望がありましたら、チャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。オブザーバーの方も含めてお知らせいただければと思います。

松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。私からは大きく 2点ほどコメントを申し上げたいと思います。

1点目については、少しこの議題そのものからずれるかもしれないのですけれども、先ほど2つ前の議題において、自主的取組に関して今後少しまた位置付けを明確にしていくという論点の中で、その市場支配力の高い可能性のある事業者を判定するための基準ですとか、地理的な範囲の考え方などをお伺いしますと、現段階で事務局においては卸市場がエリア、いわゆる旧一般電気事業者の供給区域というエリアで、必ずしも閉鎖的であるというふうに、もうそういう前提に立ってはいらっしゃらないようにも思うところもございます。

他方で、常時バックアップについてはそのエリア間、旧供給区域で閉鎖されているという前提でこのようになっていると思いますので、そういう意味ではちょっと現状に少し不整合なものも個人的には感じております。常時バックアップに関しましては、今回御説明いただきましたとおり、基本的には廃止の方向性ということでございますので、この点に関しましてはほかの自主的取組との整合性ですとか記述に関しての点も気に留めていただきながら、またその価格に関しても、やはり市場相場と乖離するというのは健全な競争という観点から望ましくないようにも思いますので、その点も目配りしていただきながら、必要な移行に向けての検討ですとか、そのような作業を進めていただければと思っております。

2点目に関しましては、今回スライドでお示しいただいたところからしますと少し、14 スライド目までを拝見しますと、常時バックアップ電源の囲い込みといいますか、今現在 どうしてもパイが限られてしまっていますので、そういう意味で一部の新電力を囲い込んでしまっているというような状況にも見受けられます。また、市況が高騰している場合でのある種の裁定取引といいますか、利ざやを稼ぐために使われているのではないかという点に関しましては、これは以前からも少し指摘されていたところであると思いますけれども、やはりそういう趣旨で使われているのであれば、ベース電源という意味ではなくて、利ざやを稼ぐというところで使われてしまっているのであれば、それはやはり本来的な用途ではないと思いますので、今後の検討に向けましては、新電力の間でそもそも公平に、また本来的に必要な方にとってアクセスがしやすくなるように、仕組みについて――常時バックアップと仕組み自体というよりも、その次の仕組みに向けて検討を進めていただければというふうに思いました。

以上です。

- ○武田座長 ありがとうございました。それでは、草薙委員、お願いいたします。
- ○草薙委員 草薙でございます。分かりやすい御説明に感謝します。

常時バックアップにつきましてコメントを1点、それから要望を1点申し述べます。コメントは、松田委員がおっしゃったこととも関連いたします。

やはりスポット市場に実質的に売り抜けて、裁定取引と類似の状況に持っていくというのは、時間軸からして裁定取引そのものではないと言える場合もあるとは思いますけれども、場合によっては実質的に裁定取引になっており、しかもその運用は常時バックアップの制度趣旨とは大きく乖離した実態になっているということがあるのではないかと思います。

11ページにもありますとおり、常時バックアップは2020年度には現在と比較して利用されていなかったと思いますので、この時点で思い切って廃止の目途をつけるという機会はあったのかもしれませんが、現段階ではかえって廃止の機運が遠のいていくというような気もいたしまして、懸念いたします。

一部の新電力による常時バックアップのスポット市場への転売、つまり裁定取引のような論点というのはかねてより認識されてきましたが、今回改めてクローズアップされましたのは、14ページにありますように、常時バックアップがもはや一部の新電力の既得権になっており、そのような方々の常時バックアップの囲い込みによって他の新電力が常時バックアップの調達機会を逸しているということも一つの要因と推察しております。その観

点からも、現状が望ましい状態にあるとは言えなくなっていると思います。旧一電からは、常時バックアップが急激に増加している、そういう要請が急激に増加しているという中で、相対卸の引合も殺到していると。こういう状況の中で、限られたパイを配分せざるを得ないという不健全な状況と、こういうふうに私としては認識しておりまして、私としましては、当初の予定どおり常時バックアップはいずれ廃止すべきという観点を強く打ち出されるべきだと思います。

これがコメントでありまして、要望なのですけれども、27ページで、監視等委員会によるフォローアップに関しましては、卸標準メニューと実績との乖離を確認することとしてはどうか。その際、通告変更の有無に加え、利用率(負荷率)、契約期間、与信など、契約価格を決定した主要な要因に関する説明を求めることとしてはどうかとありますところ、標準メニューにおいて値上げがなされれば常時バックアップの値上げも当然なされるという流れを見ていただきたいと思います。すなわち、今回供給余力が不足している状況で、標準メニューを値上げしていくという状況の中で、常時バックアップ料金が適正な料金に上方修正されるということについての関係性のフォローアップもお願いしたいと思います。以上であります。ありがとうございます。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○松村委員 発言します。

まず、この常時バックアップで今回こういうことが起こっているということを示していただいたことはとても貴重な情報で、ありがたい。いろいろな問題が起こっているということは、これで明らかなのだと思います。

それで、転売がけしからんだとか、一部の新電力が囲い込んでいるとかという問題への 対応に関しては、転売を禁止する発想が本当に健全なのか。もともと常時バックアップの 契約条項あるいは価格に問題があるのではないかということが、より優先度の高い問題だ と思います。このような問題が起こっている、だから転売を禁止するという、そういう発 想ではなくて、そもそも何でこんな問題が起こるのかを考える必要がある。価格がある程 度高くなれば、そもそもこういう問題は起きないわけで、健全な価格水準、合理的な価格 水準になることを考えることが先なのではないかと思います。 常時バックアップがそのようなことをすぐできないというのは十分承知の上で、無茶なことを言うようですが、例えば極端なことを言うと、常時バックアップで入札を行って、契約条項とかは所与で、基本料金に当たる部分で、より高い基本料金を払ってもよいとオファーを出してくれるところから順番にキャパの出せる量だけ渡していくということをすれば、特定の新電力の既得権益だとかというようなこともなくなるし、転売によって変な利益が得られるということであるとするならば、競争が働けばそこで吐き出されることになるはずなので、本来問題は解決すると思います。それが今すぐできないというのは十分承知の上で言っているのはちょっと無責任なのですけれども、そういうことを考えるほうが、より健全なのではないかと思いました。

次に、この常時バックアップに関しては、価格水準あるいは契約に関して幾つかの縛り があるわけですが、それは、小売価格との見合いでプライススクイーズになっていないこ とを確認するということと、本当に内外無差別になっているのだと。自社小売に対する条 件というのに比べて不当に不利になっていないのだという、そういう縛りがあるのだろう と思います。そのときに、自社の小売価格との見合いというのは、例えば4月に1年契約 で常時バックアップの契約を結ぶことになったとすると、4月あるいはそれ以降に結ぶあ るいは更新するであろう小売価格と不整合があったらいけないということなのだと思いま す。その前に結ばれた小売価格に比べて高くなっているということは、必ずしもおかしな ことではないと思います。半年前に小売契約を結んで1年契約でというものがあったとし て、そのときの価格水準は燃料価格が高騰するというようなことを必ずしも反映しない、 あるいは需給がひっ迫するということを必ずしも反映しない価格水準だったとして、今状 況が変わったので、これから結ぶ契約はそれなりの高い値段になるということだとすると、 これから結ぶ常時バックアップの契約もそれなりに高いものになることは、小売価格と不 整合と捉える必要はないと思います。ただ、これを悪用されないように。例えば4月から 常時バックアップ契約、その前の7月から結んだ小売契約と不整合であっても構わないと しても、それが1年契約であるとするならば、その1年後の7月には更新、改定されると いうことになるはずで、その更新、改定されるときに結ばれる価格とは、その時点で予想 される結ばれるであろう価格とインコンシステントであれば、やはり問題だと思います。 いずれにせよ、タイミングを考えれば、既に結ばれている契約の更新までの間の不整合は 本来的にも問題にならないはずで、その点ははっきりさせることは、それなりに意味があ ると思います。

自社の小売に関しても同じで、既に結んでしまった契約に比べて高い値段になるというのはあり得ると思いますが、そのような抗弁が出てくるのだとすると、相当かっちりした契約で、後から調べても恥ずかしくない契約でないと困ると思います。そういうものであるとすれば、更新までの間、一定の不整合が出てきたとしも問題としないことを明らかにすることは、それなりに意義があると思います。

以上です。

- ○武田座長 それでは、大橋委員、お願いいたします。
- ○大橋委員 ありがとうございます。ちょっと、前のアジェンダまで離席していたものですから、申し訳ございません。この件について発言します。

常時バックアップは、そもそも振り返ってみると、市場の機能が十全に働いていない間、流動性を補完するための役割を果たしてきたということだと思います。そうすると、供給力がそもそも不足しているときには、市場が十全な機能を発揮したところで流動性は不足していますので、それ以上のものを常時バックアップが保証する必要もないし、常時バックアップに期待することというのは誤っているのかなと思います。そういう意味で言うと、常時バックアップが現在のスポット市場に合わせて、価格及び条件を合わせてしっかり改定をしていくということは極めて重要であり、それが短期的な手当なのかなと思います。長期的には、重複する制度でありますので、ある意味事業者にオプションを与えるような常時バックアップのような制度というのは廃止していくという方向性というのは、お示ししていただいているとおり正しいのではないかというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、松本オブザーバー、お願いいたします。
- ○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。常時バックアップの利用実態について1点、発電事業者BGの立場で発言いたします。

スライド21のほうに、個々の新電力はどのように常時バックアップを活用しているか、 スポット市場における転売など制度趣旨にそぐわない利用が行われている可能性を確認す るとの記載がありまして、この確認方法に関しまして、個々の契約・利用状況の確認を含 めたより詳細な実態調査が必要というふうにあります。これは我々契約当事者としてバッ クアップの供給力提供側になりますので実態把握には協力してまいりますが、やはりここ は利用者の側であります新電力さんにも入っていただいて、そこの調査も含めて必要では ないかというふうに考えております。

それから、御指摘ありましたように、調査を踏まえまして、いろいろな長期的・短期的な視点から常時バックアップの今後の対応について検討していくというのがありますけれども、常時バックアップの転売、それから制度の異なった問題ということがあれば、それが本当に問題ということであれば、その行為については適取ガイドラインに明確化した上で、監視当局で定期的に監視するというふうな対応も検討の余地があるのではないかと考えます。もちろん、松村委員が御指摘されたように、転売そのものが駄目だと言っているということでもないかなと思いますし、価格水準の問題というのは確かにあるかなと思いますので、総合的にいろいろな方策というのも考えていきたいと思いますし、常時バックアップの次の仕組みというのもしっかり検討を進めてもらいたいと思っています。

発言は以上です。

- ○武田座長 それでは、竹廣オブザーバー、お願いいたします。
- ○竹廣オブザーバー 竹廣です。聞こえますでしょうか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○竹廣オブザーバー ありがとうございます。

15ページの常時バックアップの価格水準についてお示しいただいているところがあるかと思います。システムプライスやベースロードの市場価格との比較をいただいているわけなのですけれども、ここでは旧一般電気事業者さんの各社の内部取引価格との関係も重要かというふうに考えています。資料のとおり、足下ではシステムプライスや供出価格の監視がなされているベースロード市場の価格よりも安くなっているわけですけれども、変動数量オプションのこの性格を持つ旧一般電気事業者さん社内の取引価格ですね。正確に申し上げれば、インバランスリスクを相当程度抑制可能となるゲートクローズ直前まで数量の変更が可能となるような内部取引との比較が重要かというふうに考えています。常時バックアップにつきましては既に20ページのような方向で検討されているとは理解しておりますけれども、価格改定の検討を考える場合につきましては、この内外無差別の観点で申し上げたような点も御考慮をいただけますと幸いです。

以上でございます。

- ○武田座長 ありがとうございました。それでは、事務局から何かコメントはございますでしょうか。
- ○東取引制度企画室長 すみません、ありがとうございます。いろいろな角度から様々

な御意見を頂戴しましたので、少しいただいた御意見を整理させていただいた上で、また どういう今後の対応があるのかというのを検討させていただきたいと思います。

個別の細かいところですけれども、1つ、2つだけ。

松村委員から御指摘のあったガイドライン上のといいますか、自主的取組との兼ね合いでどういうふうに市場支配力を考えているのかというところにつきましては、もともと前回、自主的取組のガイドライン化のところで、ガイドラインのほかに規定されている箇所についてどう考えるかというのは今後の課題だとして、ますはそのスポット市場について整備しましょうとさせていただいたところです。

常時バックアップについては、エリアでの卸供給支配が50%が1つの目安というふうに ガイドライン上はなっていまして、そういう意味ですと、スポット市場が最もある意味エ リアを超えて取引がなされていて、その相対卸のほうがよりエリアに閉じたといいますか、 エリア性の強い取引がされているという形で整理を現行はされています。その点も踏まえ て、実態も踏まえて、ここについては引き続き検討していく必要があるというふうに思っ ています。

それから、最後、竹廣オブザーバーから御指摘のありました内外無差別という点につきましては、これは別途内外無差別のフォローアップの中で、そのオプション価値、社内外のオプション価値というのをどういうふうに考えているのか、その辺の数量契約というのがどういうふうに結ばれているのかというのは別途確認して、また皆様にお示ししたいというふうに思っています。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。貴重な御意見をどうもありがとうございました。 それでは、事務局案のとおり進めることといたしますので、事務局はこの方針で対応を 進めていただきますようお願いいたします。

それでは、議題(5)に進みます。少しお待ちください。

○田中NW事業監視課長 それでは、資料7のほうを御覧いただければと思います。ネットワーク事業監視課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料7でございますけれども、タイトルは「最終保障供給料金の在り方」ということに なっております。

2ページ目でございますけれども、本日御議論いただきたいことということで、こちら 4月の制度設計専門会合において、最終保障供給料金の見直しについて、以下の3つの方 針案を提示させていただいたところでございまして、その際、その「③インバランス料金 or卸市場価格を反映する案」ということに御賛同の意見が多数ということであったため、この③についてより具体的な検討を行い、料金算定の方法について整理を行ったところで ございまして、本日は当該整理について御確認をいただきたいというものでございます。

3ページ目のほうは、こちら前回の御意見ということで載せさせていただいております。 4ページ、5ページ、6ページは、前回御提示した案①から案③までということで、今 回は案3をさらに掘り下げていくということでございます。

7ページが、こちら参考でございますけれども、最終保障供給の状況、現状ということでして、こちら最終保障供給については本年3月以降増加をしておりまして、本年5月20日時点で約1万3,000件と、4月から5月にかけてさらに増加をしているという状況になってございます。

8ページですけれども、こちら足下のスポット価格の価格推移ということで、4月、5 月、17.8、17.1ということで、少し落ち着きが見られるところでございます。

9ページでございますけれども、こちら、この市場価格を反映するといったことで検討していくわけですけれども、ではこのインバランス料金or市場価格のいずれを反映するべきかということについてでございますが、この点、一般送配電事業者によるコスト回収という観点ではインバランス料金のほうがより対応していると考えられるものの、前回専門会合でも御意見いただきましたように、自由料金との逆転を防ぐという観点からは、自由料金により直接的に影響していると考えられる卸市場価格に準拠することが適切と考えられるのではないかと。また、需要家にとっても卸市場価格のほうがより分かりやすいと考えられるのではないかということで、したがって卸市場価格を最終保障供給料金に反映することとしてはいかがかということでございます。

また、10ページでございますけれども、反映する卸市場価格についてということでございますが、こちらについては、月間のエリアプライスの単純平均値を用いることとしてはどうかということでございまして、また、最終保障供給料金に対しては可能な限りリアルタイムでこの市場価格というのが反映されることが望ましいものの、エリアプライスが反映された最終保障供給料金について需要家が事前に把握できないといったことは、需要家保護の観点から妥当ではないと考えられるところでもございまして、そこで、一般送配電事業者の準備期間も考慮し、10ページのこの下にあるような形で、計量月の最終保障供給料金に、前々月の21日~前月20日までの単純平均値を反映することとしてはどうかという

ことでございます。

続きまして、11ページでございます。こちら、卸市場価格の反映方法についてということでございますが、この11ページの図にありますように、現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、卸市場価格(エリアプライス。ロス率、消費税込み)に託送従量料金を足したものと、最終保障供給の従量料金単価(燃調込み)との差額を補正項として反映することとしてはどうかということでございまして、なお、基本料金は現行の最終保障供給料金の水準を維持することとしてはどうかということでございます。

続きまして、12ページでございますけれども、補正項の適用方法についてですが、市場価格高騰時にはプラスの補正項が働く一方、市場価格が下落している場合にはマイナスの補正項が働き、現行の最終保障供給料金よりも安くなる可能性があると。この点、市場価格が下落をして市場が落ち着いている場合には、自由料金は標準料金メニューを下回ると考えられるため、最終保障供給料金を標準料金メニューの1.2倍として高止まりさせておく必要はないと考えられると。他方で、市場価格が少し安くなっただけでマイナス補正項を働かせてしまうと、自由料金との逆転現象が生じるおそれがあり、妥当ではないのではないかと。そこで、算定期間のエリアプライスの単純平均値が、2019年度~2021年度で最も安い期間の平均値を下回る場合にマイナス補正項を適用することとしてはどうかということでございます。また、上記のトリガーが適用される場合に限ってマイナス補正項が適用されるとしても、マイナス補正項に下限を設けない場合、当該トリガー適用時に最終保障供給料金が自由料金を下回る可能性もあることから、補正項を反映した最終保障供給料金の従量料金単価については標準料金メニューの従量料金単価を下限とすることとしてはどうかというものでございます。

13ページが、このただいま申し上げた補正項の適用方法というのをこの図の形にしたものでございまして、市場価格が高いときというのはこの赤のような形で補正項が適用される一方で、市場価格は十分低いときというのは青の形で従前より引き下げられるというところでございます。

14ページでございますが、算定式についてのまとめということで記載をしております。 また、14ページは3ポツでございますけれども、当該料金の適用に関しては、一般送配電 事業者は以下の点について留意する必要があると考えられるというところでございまして、 需要家が使用量等を元に料金を算定することが可能となるよう、補正項の額について事前 にホームページに掲載し、需要家が確認できるようにすること。既存契約者や契約申込者 に対して事前周知を行い、丁寧に説明することとしてはどうかということでございます。

15ページでございますけれども、こちら4月21日~5月20日のエリアプライスを用いて6月の従量料金単価に適用するとした場合に補正項を試算した場合ということでございます。こちらはあくまで試算ということであり、6月から値上げが実施されるわけではないということでございます。それでこの計算をしますと、15ページの右側のような形のこの金額になるということでございます。このような試算結果ということでございます。

続きまして、16ページでございます。まとめでございますけれども、これまで本専門会合において最終保障供給料金の在り方について御審議をいただいたところでございます。現状において、本来セーフティネットとして機能すべき最終保障供給について、自由料金との逆転現象が生じ、適正な価格形成や自由競争を阻害するおそれがあるとの課題があるというところでございまして、他方で、この課題は、小売電気事業者との間で電力契約を締結できない需要家が増加していることにも起因するものであり、最終保障供給料金を見直すことのみで全ての課題の解決に至るわけではないと考えられるということで、例えば現行の「適正な電力取引に関する指針」においては、小売電気事業者の「標準メニュー」において、「利用形態以外の需要家の属性(戻り需要か否か)にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこと」が「望ましい行為」と位置付けられているところ、小売電気事業の在り方も含めた議論が必要であると考えられるところでございます。この点、既に資源エネルギー庁において議論が行われているところ、本専門会合で御審議いただいた最終保障供給料金の在り方の方向性も踏まえ、今後、資源エネルギー庁において最終保障供給料金や標準メニューも含む小売政策全体について検討いただくこととしてはどうかということでございます。

17ページは、資源エネルギー庁における検討資料というのを参考までに掲載をしております。

以上、資料7についての事務局からの御説明でございます。よろしくお願いをいたします。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、御質問、御発言の希望のある方はチャット欄にその旨お寄せいただければと 思います。いかがでしょうか。

草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。丁寧な御説明に感謝します。

事務局案は、資源エネルギー庁においてこの論点について全体としてより丁寧な議論に 入っていくべきではないかという提案をしてくださったというふうに理解しておりまして、 この御提案を歓迎したいと思っております。

16ページのまとめにございますように、4つ目のポツは、現行の電力適取ガイドラインにおいては、一般電気事業者であった小売電気事業者の「標準メニュー」について、「利用形態以外の需要家の属性(例えば、戻り需要家否か)にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこと」が「望ましい行為」と位置付けられているところ、小売電気事業の在り方も含めた議論が必要であると考えられるということを書かれておりますけれども、これは私も前回若干指摘させていただいた点と関連いたします。

5つ目のポツで、最終保障供給料金の在り方の方向性も踏まえ、今後、資源エネルギー庁において、最終保障供給料金や標準メニューも含む小売政策全体について検討いただくこととしてはどうかということでありますので、賛成させていただきます。特に案③は、最終保障料金に市場連動の要素を多分にもたらす議論になりますので、そのように一体的に議論いただくことのほうが望ましいというふうに思います。その辺り、この16ページの3つ目のポツに示されております認識が正しいと思っております。この課題は、小売電気事業者との間で電力契約を締結できない需要家が増加していることにも起因するものであり、最終保障供給料金を見直すことのみで全ての課題の解決に至るわけではないと考えられるということでございますが、まさにその認識が正しいのだと思っております。

以上であります。ありがとうございます。

- ○武田座長 それでは、大橋委員、お願いいたします。
- ○大橋委員 ありがとうございます。前回出席できていなかったのですが、迅速に御検討いただいて、また補正項のマイナスケースについてもバランスを取っていただいて、大変よい案になったのではないかと思います。今後これを施行していく間、最終保障約款を、この料金を選ぶ需要家がどの程度変化したのかというのは、しばらくモニタリング等をしていただくといいのかなというふうに思います。最初の出発点として、私はこれで賛同いたすものですので、その旨発言いたしました。ありがとうございます。
- ○武田座長 それでは、松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○松村委員 発言します。

スライド11の提案、合理的な提案だと思います。私自身は、もう少し高くすることもあり得ると思っています。これはあくまでも最終保障料金がこうなっているから、それよりは低い価格で小売事業者が自然に出てくる事態を導くためにやっている。しかし、実際にもし万が一供給するということになったら、つまり改革後にもなおまだかなり最終保障約款で供給される需要家が残るということがあったとすれば、小売に慣れていないネットワーク部門というのが供給しなければいけないという意味で、事務コストだとかいうのもかかるということを考えれば、この卸市場価格の補正項にそのような事務コストを例えば1円を上乗せする。あるいは従量料金に上乗せするのが筋が悪いのであれば、例えば現行の基本料金のkWに応じた部分というのを、例えば5%増額するだとかというようなことを検討してもよいのではないかと思っています。ただ、今、1円あるいは5%という言い方をしたのですが、なぜ0円ではなくて50銭ではなくて1円なのか、なぜ0%ではなく1%ではなく5%なのかを、合理的な根拠を持って説明することができない。えいやで言っているので、それぞれ0とするということを自体をおかしいとは説得することはとても難しいと思う。だから今回の事務局の提案は受け入れます。これよりも少しだけ高い水準というのもあり得るなかで、こう決めたと言うことは認識しておくべきだと思いました。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、白銀オブザーバー、お願いいたします。
- ○白銀オブザーバー 関西送配電の白銀でございます。ありがとうございます。

最終保障供給料金の在り方につきまして早期に方向性をお示しいただいたこと、感謝申し上げます。今後は、資源エネルギー庁の審議会において検討いただくものというふうに理解いたしましたが、このような逆転現象が生じる場合には小売電気事業者の競争を阻害するということに加えて、5月以降もこの最終保障供給は大幅に増加するという傾向が続いておりますことから、5月以降の安定供給のために確保している調整力から送配電を供給することになりますので、その調整力が不足する懸念というのもあり得るなと思っておりますので、ぜひとも早期に実施できるよう検討を進めていただきますようお願いいたします。一般送配電事業者といたしましても検討に協力いたしまして、審議会で決定され次第、早急に対応できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

以上です。

○武田座長 それでは、日本商工会議所の後藤オブザーバー、お願いいたします。

○後藤オブザーバー 日本商工会議所でございます。今回の事務局提案ですが、卸市場 価格を最終保障供給料金に反映することについて異論ございません。

先ほどお示しいただいたデータによると、現在最終保障供給の契約をしているのは1万3,000軒の需要家がいらっしゃるということで、このまま市場価格の高止まりが続けば、この需要家にとっては実質値上げとなります。制度に対する納得感とか分かりやすさというのが重要だと思います。今後、制度の詳細な検討と併せて、需要家が納得できるよう、分かりやすい周知についてぜひ検討をお願いしたいと思います。

また、スライド16のまとめにございましたが、新電力から戻りたいと思っても、大手電力との間で電力契約を締結できずに困っているという需要家の声が地域の商工会議所経由でも届いております。この点どのように解決していくのか、小売政策全体での議論を深めていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○武田座長 それでは、國松オブザーバー、お願いいたします。
- ○國松オブザーバー 日本卸電力取引所の國松でございます。

私のほうからは資料10ページに関してでございます。平均価格でエリアプライスを用いるというのはまさに当たり前かなと思っておりまして、ただ、それを前月実績で平均を充てるということについてはいかがなものかなと考えてございます。ここの文章では、システム対応等の観点から平均でやるということが書かれてございますが、やはり高いときには高い形になるというのがそれこそ需要抑制にもつながっていくということも考えられますし、下の注意書きで書いていただいておりますクリームスキミング、そういった部分の予防にもつながる。リアルタイムに価格を反映するほうがいいのではないかと思ってございます。

その中で、2ポツ目で事前に把握できないというふうに書かれてございますが、エリアプライスというものは前日の時点で発表はされてございますので、毎日確認はしなければいけませんけれども、事前に把握できます。それが需要家にとって過度の負担かというと、そういうわけではないなと思います。それがシステム的にできないというのであれば、できる事業者に一般送配電から委託することも考えていくべきではないのかなと思います。既にエリアプライス、取引所価格に連動したメニューというものを提供している小売電気事業者も多数あろうかとも思います。そういったところに委託に出すということも考えるべきではないでしょうか。また、そういった事業者が多いということは、そういうソフト

ウェアというのも販売されていると考えられます。そういったソフトウェアを使うことに よって、短期間かつ安いコストでそのシステムというのはでき上がるのではないでしょう か。

また、11ページのところで、松村先生からも御指摘のとおりで、ごもっともかと思っております。前回の会議でも私のほうからも申し上げましたけれども、コストは乗せなければいけないというようには考えてございます。そうしなければ、やはり小売電気事業者との競争のところで競争阻害ということに当たりかねないのではないかと考えるところでございます。ただ、下の※のところで、基本料金の水準を高値で維持ということであって、そこで考えるんだということであれば、それはそういうことかと思ってございます。この従量料金のところにもある程度の価格というのは乗せてもいいところはあろうかと思います。

最後に、この形の回収で実際動いたとして、託送、一般送配電がこの費用にかかるものを正しく回収できるかどうかというのが大きなポイントになろうかと思います。この最終保障供給によって一送さんが赤があって、それが託送料金のほうに混ざるということは今はやはりあってはならないことかと思いますので、その辺りも確認というのは必ず必要かと思います。

以上です。

- ○武田座長 ありがとうございました。それでは、竹廣オブザーバー、お願いいたします。
- ○竹廣オブザーバー 竹廣です。ありがとうございます。

見直し案を整理いただきましてありがとうございます。今後の検討に当たりましては、 先ほど草薙委員からございましたとおり、16ページに事務局のほうでおまとめいただいた とおりかというふうに思っております。料金の見直し案そのものに対する意見ではござい ませんけれども、昨今の顧客対応の観点から2点コメントさせていただきます。

14ページの算定式のまとめのページにある、既存契約者や契約申込者への丁寧な説明ということにつきましては、まさにその必要性を感じているところでございます。最終保障供給自体はイレギュラーな対応でございますので、今、一般送配電事業者さんにおかれても追加的な対応で混乱されている部分が多々あるかと思いますけれども、現在、エリアごとに手続や取扱いが異なる部分がございまして、小売事業者のみならず、例えば全国に施設をお持ちの需要家さんにおかれても混乱が生じている部分がございます。

1つ、まず、4月8日に監視等委員会さんのほうから御案内いただいています、各エリアの最終保障供給のお申込み先、お問合わせ先一覧といったものがございますが、こういった形で今回の見直し案に対する対応方法につきまして、各社のこの点に対する具体的な内容が記載されたURL等を明記いただいた上で、統一的に需要家に分かりやすく御案内できるように検討いただければというふうに考えています。

もう一点、やや実務的な話となりますけれども、エリアごとに取扱いが異なると申し上げた点で、例えば最終保障供給から小売事業者のほうに戻る際の手続での一例を挙げさせていただきますと、今、最終保障供給から小売への移行を新設といった扱いにするエリアとスイッチング扱いとするエリアがございまして、新設の場合は通常実量制での最大需要電力の実績値を引き継がないわけですけれども、エリアによっては新設扱いでありながら実量値を引き継ぐ場合がございましたり、臨時精算金というものにつきましても徴収されるエリアとされないエリアがあるような状況となっています。最終保障供給につきましては、各送配電さんごとの約款にて規定されているものとは存じておりますけれども、需要家への分かりやすさの観点で、できればその取扱いの統一化も含めまして御検討をいただければ幸いでございます。

私からは以上です。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、下村オブザーバー、お願いいたします。
- ○下村オブザーバー 電力産業・市場室長の下村でございます。

今御議論いただきましたとおり、16ページでも整理をいただきました。今後この問題につきましては、資源エネルギー庁の審議会においてさらに議論を深めていきたいというふうに考えてございます。委員の皆様からも御指摘があったとおりでございまして、この問題はこの3ポツに書いてあるとおり、需要家が小売事業者と契約をしようと思っても契約できないといったところが事の本質でありまして、ゆえに最終保障に望まない中で行かざるを得ない需要家が出てきてしまっていると、こういう問題でございます。そうだとすると、この4ポツのガイドラインにもあるわけでございますけれども、やはり大手の小売事業者では標準メニューといったものを公表していただいているわけでございまして、こうしたところでどうやったら受付が再開に至るのかと、こういった点、小売事業者の方ともよく連携・協力をさせていただきながら、この議論を進めていければと考えてございます。私からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。事務局からコメントはございますでしょうか。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。活発な御議論をありがとうございました。幾つか御質問、コメントいただいた点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、國松オブザーバーのほうから、10ページに関してコメントがあった内容でございますけれども、こちら10ページの一番上のところに書いているとおり、これは可能な限りリアルタイムで反映するといったことが望ましいことではあるのですが、こちら、コマごととか日ごとといったところで市場の価格というのをこの最終保障供給料金に反映させるということになりますと、これはシステム構築などをやれば全くできないといったことはないのかもしれないのですが、この最終保障料金の見直し・改定、やはり喫緊の課題であるということで、そういったことにかける時間というのがなかなか取りがたいのではないかということで、こちら、やはり月間のエリアプライスの単純平均値を用いることとしてはどうかということとしているものでございます。また、その場合ということで言うと、需要家への分かりやすさということ、需要家保護の観点ということで、ここはやはりこの御提案のとおり、前々月の21日~前月20日の実績値を用いるということがやはり適切なのではないかということで考えているところでございます。

あとは、2点目といたしまして、こちら松村委員のほうからも御指摘をいただき、國松 オブザーバーのほうからも一部御指摘をいただいたところでございます。小売よりもLR というのを確実に高くするために、卸市場価格に託送料金を足したものに、さらに0.5円 とか1円ぐらいを足すといったことはどうなのかといったことでございます。御指摘のと おり、小売が販売する自由料金のコストということには卸市場価格と託送料金以外に事務 費なども含まれてくるところでございます。他方で、松村委員からも御指摘ございました ように、事務費などなかなか具体的な水準、0.5、1.0円といったところで設定するのが難 しいということと、あとは11ページの下の※にも少し書かせていただいておりますが、基 本料金は現行の最終保障供給料金を据え置くこととしておりますので、卸市場価格に託送 料金を足したものの基本料金部分、託送料金の基本料金部分ということになりますが、各 社によって異なりますけれども、例えば5月では約500円ぐらいであるのに対して、最終 保障供給料金の基本料金、これは5月では約2,000円ぐらいということでございますので、 その基本料金の差額の分だけ最終保障供給料金のほうが割高になりますことから、負荷率 にもよりますけれども、kWh当たりで言うと大体約3円分ぐらいには相当しますので、この事務費相当分というのもある意味そこで飲み込めるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、ここの最終保障というところに関わる費用の回収というのは、一送が正しく回収できるようにすべきなのではないかといった御指摘でございますけれども、こちらにつきましては、料金制度専門会合のほうでも同様の御指摘というのをレベニューキャップ制度における検討において御指摘いただいているところでもございますので、そちらのほうで改めて御検討いただくことにしてはどうかというふうに思っているところでございます。

また、竹廣オブザーバーのほうから、この最終保障に係る手続のところに関していろい ろ御指摘をいただいたところでございますが、こちら、ちょっと運用については確認の上、 個社の改善の余地があるようであれば各一送には改善を促していきたいというふうに考え ているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。貴重な御意見をどうもありがとうございました。

本日の議論を踏まえて、下村オブザーバーからいただきましたけれども、今後資源エネルギー庁において、最終保障料金や標準メニューを含む小売政策全体について検討いただくということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題でございますけれども、議題(6)「北海道エリアにおける電圧調整機能の公募調達について」に関して、事務局から説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 それでは、資料8を御覧いただけますでしょうか。北海道エリアにおける電圧調整機能の公募調達についてということでございます。

2ページでございますけれども、第71回制度設計専門会合におきまして、北海道エリアの電圧調整電源の2023年度向けの調達については公募を実施することとし、公募における入札価格の考え方については本会合で検討することとされたものでございます。今回は、公募における入札価格の考え方について検討を行ったので、その内容について御議論いただくものでございます。

3ページ、4ページ、5ページは、3月の制度設計専門会合でこの御提示をさせていた だいた内容ということでございます。

6ページでございますけれども、入札価格の規律の必要性ということでございます。今

回の公募では対象とする地域と電源が特定されているため、基本的に一定の規律が必要となるのではないかというところでございまして、また、応動を確保するために要するコスト等については、適切に手当される必要があると考えられることでございます。こうした観点を踏まえて、入札価格の基本的な考え方について検討を行ったものでございます。

7ページでございますけれども、こちら、一般送配電事業者が電圧調整電源の応動を確保するために要する主な費用としては、予約確保に係る費用というのと、追加起動に係る持ち替え費用というところが考えられるところでございます。

8ページでございますが、こちら入札価格の考え方(固定費相当額の対象費用)でございますけれども、電圧調整電源の稼働要請については、こちら発電可能な状態であればよいため、最低出力までの稼働で十分とのことでございまして、したがって、入札価格の対象とする固定費相当額は最低出力相当分までとすることでどうかということでございます。

9ページでございますけれども、固定費相当額の精算対象期間については1年間とする 考え方もあるところでございますが、他方で、運転要請期間以外の期間、他市場でこの収 益を得ることも可能であるといったことも考えると、こちら固定費相当額の対象期間につ いては運転要請期間に限定することとしてはどうかということでございます。

10ページでございますけれども、対象期間についての続きでございますけれども、こちらの募集要項上は、この入札価格を策定するための想定運転要請期間を明記することとしてはどうかということでございますが、他方で、精算については実績運転要請期間に基づき行うこととしてはどうかということでございます。

続きまして、11ページでございます。こちら持ち替えに係る費用ということですけれども、こちらの11ページに記載のとおり、この電源持ち替えに係る追加費用というのが発生するわけですけれども、こちらはなかなか事前にどれくらい持ち替え量・持ち替え費用が発生するのか、あらかじめ想定するのが難しい面というのがございますので、したがいまして、こちらについては実費精算とする形ではいかがかということでございます。

12ページでございますけれども、事務局提案のまとめということで、今回の事務局提案 をまとめると以下のとおりということで、今後は、今回の基本的な考え方を基に、今回の 公募における監視を適切に実行し、その結果については、落札者選定後の本専門会合にお いて報告することとしたいというものでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御発言の希望がある方はチャット欄でお知らせください。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 よろしくお願いします。公募調達の方法について、案に対して非常にいい と思いますけれども、ちょっと私から教えていただきたいことがあります。

この図で言うところの電源Dという模式図だと思うんですけれども、もともとのこの電源Dというのは、費用が高いから、限界費用が高いから、設備利用率が低かったり、あまり動かない電源だと思いますので、起動すれば、起動費をこういうところから出せば有効電力を出して市場で取引できるとは思うんですけれども、それでも特に有利な電源ではないと思います。これは電源Dの設備利用率が普段であればどれくらいかということと、あと、電圧制約の発生頻度がどれくらいかということでコストで決まるのかもしれないのですけれども、やはり効率のそんなによくない電源を電圧制約の対応のために起動するというのはもったいないような気もする――頻度によるのですけれども、もったいないことになる可能性もあるので、ほかの調相機などの設備投資とかも長期的に考えて、こういったことをしていく必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

- ○武田座長 ありがとうございます。
 ほか、いかがでしょうか。松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○松村委員 発言します。

今回の事務局案を支持します。これ、電圧の調整は個別性が高くて、一般化するのがとても難しい問題であるのだけれども、今回整理しなければいけない。今回のような整理が本当にきちきちと理論というか理屈を詰めていて正しいかどうか、私はちょっと確信が持てていません。

まず、減価償却費が含まれているのは、理屈として変だと思う半面、一方では圧縮するということをしているのですが、あるいは限定するということをしているのですが、この圧縮の仕方、限定の仕方が本当に正しいのか。圧縮し過ぎなのではないかということについても確信が持てていない。減価償却の部分だけを単に除いてあとはそのままということをすると、これは補償が過少になるのではないかということを心配して、今回の件に関し

てそのような提案は躊躇します。事務局が十分考えて出した今回の整理でよいと思います。 ただ、なぜこんな発言をしているのかというと、ここで減価償却費が入っているのを認めたのだから、この後、類似のものが出てきたときに、当然減価償却費は認められるべきだというような引用のされ方がされるととても困ると思ったので、あえてそのように発言しました。今回の件は、これは私の理解では、長期的には別の設備投資をする結果として、いつまでもやるものではなく、比較的短い期間で終わるもの。しかも、電圧対策で個別性が高いもの。更に非常に短期間で終わるものなので、何年もかけて検討することがそもそも難しいし、すべきでないものという、そういういろいろなことがあって認めるということであって、後から個別に要素を抜き出して、先例として引用されるということをされると困ると思ったので、あえて発言しました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは、事務局からコメントはございますでしょうか。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。

山口委員のほうから御指摘いただいた点でございますけれども、この点、まさにこの電源というのは、比較的効率はよくない電源というのを電源Dとして持ち上げて、その分この効率よいものを下げるという持ち替え費用というのは発生するという電源ということでございますので、こちらは松村委員のほうからも少しコメントがございましたけれども、こちら北電PG、北電送配電のほうからも、こちら長期的には――長期的というか、割と近い将来に、この調相設備でのこの対応というところというのを計画しているということで聞いておりますので、このような形で対応するというのは比較的短期で限られた形になるのではないかということで想定をしているところでございます。

また、関連で、松村委員からも御指摘ありましたとおり、こちら、かなり電圧調整電源 ということで、かつ期間としては非常に短期ということが想定されているということで、 かなり特殊なケースというふうに事務局としても理解をしているところでございます。

事務局からのコメントは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

本件については特に大きな御異論はなかったと思いますので、事務局案のとおり進めることといたします。

それでは、少し急ぎまして、議題(7)に移りたいと思います。議題(7)「今年度実施する 調整力の公募調達等について」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

〇田中NW事業監視課長 事務局でございます。資料 9-1 のほうを御覧いただけますでしょうか。こちら、今年度実施する調整力の公募調達についてということになっております。

2ページ目を御覧いただきますと、こちら、2022年度向けの調整力公募については、12 月の専門会合において結果報告を行ったところでございますが、今回は公募結果の分析や アンケート実施結果を報告するとともに、調整力の調達、運用に係る情報公表について、 今後の取扱いについて整理を行いましたので、御議論いただきたいというものでございま す。

3ページ、4ページ、5ページは、参考ということで、制度の概要ということでございまして、6ページは2022年度向け公募で改善した事項ということでございます。

7ページ以降でございますが、I '公募の分析ということで、8ページにあるような形で、こちら12月に結果を御報告していたところで、個別の結果というのは9ページのところでございます。

10ページ、総評でございますが、電源 I 'については、広域調達の実施などにより競争が進み、旧一電以外の事業者の落札容量やDRを活用した落札容量が増加し、平均価格も前回より下がるなどといったことになっておりまして、これまでの制度見直し等の成果というのが一定程度発現したものと考えられるところでございます。

11ページでございますけれども、 I 'の広域調達の公募結果及びコスト削減効果ということについては11ページのとおりということでございます。

12ページでございますが、DRの内訳ということについては、こちら I 'の調達量全体に占めるDRの割合、約6割ということで、そのDRの中のリソースの内訳としては、需要抑制が約8割、自家発の稼働によるこのジュンチョウの減少というのが約2割で、若干であるが蓄電池もあったというところでございます。

13ページでございますが、こちらは I '公募結果を受けた C 及び D の価格の検証ということで、14ページのところにあるように、補正インバランス料金の C の価格ということについては電源 I 'のこの価格を基に計算をしていたわけですが、ちょっと13ページに戻っていただきますと、こちら今年で計算すると C の価格は370円、 D の価格は約34円ということでございました。補正インバランス料金の C の価格、現在は暫定的措置として200円

が設定されているため、今回の試算結果370円よりも安価であるということでございまして、2023年度向け公募においても引き続き状況を注視していくということでございます。

15ページ、こちらは電源 I '応札の考え方の評価ということでございますが、 I ' 応札の考え方は各社でおおむね同様であり、回答のとおり応札が行われている限りは、現時点では特に問題となる点はないと評価できるのではないかということでございます。

続きまして、電源 I 公募の結果でございますけれども、こちら16ページ、17ページでございますが、12月に御報告をしたとおりということで、18ページ、こちら個別の結果ということでございます。

19ページでございますが、こちら総評ということで、過年度と同様、旧一電以外というところの応札・落札は少なかったわけですが、今回は初めて旧一電以外の事業者による落札というのがあったところではございます。各エリアの落札電源の平均価格というのはほぼ横ばいであったというところではございますけれども、落札容量の多い東京、中部では価格低下というのが全体の平均価格低下に寄与したのではないかというところでございます。

20ページ、電源 I 応札の考え方の評価でございますが、こちらも昨年度から特段の変化 はなく、回答のとおり応札が行われている限りは特に問題となる点はないと評価できるの ではないかということでございます。

22ページですけれども、こちら、アンケート実施を今年もいたしました。

23ページのような者に対してアンケートを行いまして、24ページでございますけれども、アンケート結果概要としては、こちらの電子データでの申請書の提出を可としてほしいなど、主に実務的な手続の改善要望が多かったことから、これらの改善要望に関する対応可否ということについては、一送各社に検討を求めることとしてはどうかということでございます。

25ページ、電源 I 'の長時間発動ということで、こちらの2021年冬季の対策として電源 I' の長時間発動が措置されたわけですけれども、これは契約というところに応じたのは 2 社ということで、応じられなかった理由というのを調査したところ、申出の時期的な困難性とか、採算上での困難性といった理由というところが多かったところでございます。 I 'の長時間発動については、広域機関と連携の一送において実施に向けた準備等を進めているところというふうに聞いておりますので、今回のアンケート結果についても今後の参考にしていただいてはどうかということでございます。

26ページ、こちらは一送による簡易指令システムのアンケート調査ということで、一送各社では昨年度と同様に簡易指令システムに関するアンケート調査を実施したということでございまして、アンケート結果によると、現状の受付枠で受付可能と考えているというところでございます。詳細は資料9-2ということになっておりまして、参考配付しておりますが、詳細な内容なので説明は割愛をさせていただきたいと思います。

続きまして、28ページ、調整力の調達、運用に係る情報公表についてということでございます。

こちらの29ページにありますとおり、調整力の調達に係る情報公表ということについては、調整力公募ガイドラインに基づき、調整力公募への参入を促すため、当委員会事務局では公募調達結果(kW価格)と調整力指令の運用結果(kWh価格)のうち、最高価格と平均価格を公表しておりまして、30ページと31ページのような形で公表しているところでございます。

32ページでございますが、このうち調整力の運用に係る情報公表ということにつきましては、本年4月から新インバランス料金制度運用開始となっておりまして、新インバランス料金、広域的な調整力の限界的kWh価格を引用することにしておりまして、インバランス料金の算定諸元に係る情報については、インバランス料金情報公表ウェブサイトにおいて、30分ごとのコマごとの情報をタイムリーに公表しております。これは、調整力の運用に係る情報という観点では、当事務局が公表している情報よりもはるかに粒度の高い情報であり、公募ガイドラインの主旨に寄り添った公表内容と言えるのではないかということで、また、2022年5月からは需給調整業務に係る情報公表というのも開始される予定ということでございます。

33ページ、34ページのような形で、この情報公表がなされている、なされることになっているということでございます。

35ページでございますけれども、したがって、インバランス料金公表ウェブサイトや需給調整業務の実施状況当の情報公表内容、現在、当委員会事務局で公表しているものよりも粒度の高い情報となっているということでございまして、このことを考えると、当委員会事務局による現在の情報公表は一定の役割を終えたものと考えることができるのではないかということで、したがって、当委員会事務局にて公表しているものについては2022年3月分の公表をもって終了することとしたいがどうかということでございまして、今後については、当委員会と一送の役割分担の違いや小売事業者等のニーズなども踏まえながら、

必要な情報公表についての検討を行っていきたいということでございます。

以上、資料9に関しての事務局からの御報告でございます。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御発言の御希望がおありでしたら、 チャット欄でお知らせください。

白銀オブザーバー、お願いいたします。

○白銀オブザーバー 関西送配電の白銀でございます。ありがとうございます。

今回の資料の整理、ありがとうございました。21ページ以降にアンケートの結果というのを示していただいてございます。ありがとうございます。一般送配電事業者としましても、募集要項、そして入札様式の見直しについて検討を進めているところでありますので、今回お示しいただきましたアンケート結果につきましても併せて、次回の公募に向けて関係各所と調整を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○松村委員 発言します。

まず、すみません、私が一番よく分かっていなければいけないと思うんですが、ちょっとこのスライド10の最後のポツを見てちょっと混乱してしまったんですが、九州エリアでは I 'に関して未達が発生し、十分な量が集められなかったというのが、普通に読むととても不思議な現象というか、関門の連系線は基本的に九州側から本土側に流れる、こちらが詰まっているというのが普通の状況で、逆側というのは基本的に空いているというか、潮流は九州から本州のほうに流れている。そうすると、その九州エリアでの供給力が不足しているというときには、いわばその連系線で流す量というのを減らすというので対応できるはずなんですよね。したがって、本州側のほうで I を発動して、その分、九州から流れてくる電気が必要なくなっているという格好でも対応できるはずなのにもかかわらず、なぜ九州エリアで不足するという事態——日本全国で不足するだとか、隣のエリアも含めて西日本全体で不足するという事態はよく理解できるのですが、なぜこんなことが起きるのかというのがちょっとよく理解できなかったので、もう少し状況を説明していただけな

いでしょうか。

次に、スライド25のところの、このアンケートなんですけれども、kWh不足による需給 ひっ迫を受けて、I 'の長時間発動というのは措置されたという理解で、さらにこれは検 討が進んでいるというのが私の理解と若干違うんですけれども。つまり、kWh対策として ボランタリーにやっていただけるものというのについてはやっていただく。そのために事 前に準備しておくというのは合理的だという意味で、それはまさに措置されたんだと思う のですが、そもそもkWh不足とkW不足って全然性質の違うものだし、その対応の仕方も違 うし、それから資源も両方に対応できるというようなものもあるかもしれないのだけれど も、そのkWに対しては対応できるけれど、kWh不足というのに関しては対応できないのか という電源も――ごめんなさい、DRというのもごくごく普通に考えられるという状況下 で、長時間発動というのは措置され、それが望ましいのだけれども、できないところには できないという、そういう印象を与えるようなことというのはすごくよくないのではない かというふうに思います。こんなことをしていたら、本来kWに対応するのは得意なのだけ れどもkWhへの対応は難しいというような事業者が参入できなくなってきて、その結果と してコストが全般に上がってしまうということが起こるのではないか。kWhだとすれば、 ここに正しく事業者の意見として書かれているように、かなり前に言われて、ある程度の 時間がたった後で対応したって本来はいいはずというのに対して、I'の長時間発動で対 応するなんていうのは物すごく筋の悪いものであって、筋の悪いものだけれども背に腹は 代えられないから、ボランタリーにできるところはやってもらうということをしたのに対 して、アンケートの仕方というのを一つ間違えると、本来は望ましいものなのだけれどと いうようなメッセージを与えかねないということなので、これ、もう少しちゃんと考えて いろいろなことを聞かなければいけないのではないかというふうに思います。また、ネッ トワーク部門もエネ庁のほうも、この点というのは筋の悪いことをすると本当にすごいコ スト高になってしまって、なおかつ安定供給上も支障をきたすなんていうことにもなりか ねないので、慎重に考えていただければというふうに思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、岩船委員、お願いいたします。

○岩船委員 ありがとうございます。私もこの25ページの内容を拝見して、今後何ができるかという視点で少し質問したいなと思って拝聴していました。もちろん電源 I 'を長

時間延ばすというのはよくないことだというのはおっしゃるとおりだと、明らかに質の違うもので、その他の要望にあるように、長時間に対応できるようなものはもっと大分前から予告して、かつ対応できる需要というのがあるのであれば、やっぱりそういうものが何らか発動できるような仕組みというのが必要ではないかというふうに思いました。それが、当面はこの電源 I'の変則的なやり方になってしまうのかもしれないのですけれども、将来的にルールとして、制度として正しい商品なのかという話もあるのですけれども、成立し得る可能性があるのか。例えば容量市場等との兼ね合い等もあるかと思うんですけれども、将来的な需給調整市場でこういう商品の取扱いがあるのかどうかはちょっと分からないのですけれども、どういう形があり得るのかというのをぜひ引き続き御検討いただければなと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。竹廣オブザーバー、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー 竹廣です。今回のメインの論点ではないということは十分承知を しておるのですけれども、1点コメントさせてください。

13ページに、公募結果を受けました補正インバランス料金におけるCとDの価格に対する検証結果を記載いただいております。ありがとうございます。Cの算定要素となる電源I'の想定発動回数の設定に当たりましては、この2022年度の公募の際にも過去4年の発動実績を参照いただいて、前提的に定めていた3.6回を7回に見直して実施いただいたというふうに理解をしておりますけれども、年々予備率も低くなっている中で、このI'の発動も増加傾向にあるというふうに考えておりますが、加えて、資料にも記載いただきましたけれども、暫定的措置期間中のインバランスの発生状況やこの料金の状況、あるいはそのリスク回避の手段の整備状況などを確認した上で、措置の延長や段階的変更を検討するというふうに整理をいただいております。DRのようなリソースを成長させる意味でのCの価格というのがどうかという意味は理解しつつも、やはり600円といった価格との乖離が拡大している状況ですとか、実際にインバランスの下降値で500円を超える形になりました一昨年の冬のひっ迫後の小売事業者の経営状況ですとか需給構造の変化を踏まえまして、このCとDの価格について、これから議論がなされるタイミングかもしれませんけれども、引き続き慎重に御検討いただければというふうに思いました。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

少々お待ちください。ありがとうございます。それでは、事務局からコメントはございますでしょうか。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。

まず、松村委員のほうから御質問いただきました、10ページのこの一番下の、九州エリアでこの募集に対して未達が発生をしたというところでございますけれども、こちら、まず当該九州エリアのところについては、これは10ページの下のところにちょっと小さい字であるとおり、前回公募で入札のあった大型電源が今回は入札しなかったということで、減っていたというところがまず1つ。

次に、松村先生から御指摘のあった中国エリアからの応札ということについてということなのですが、こちら I 'について広域調達をしているわけですけれども、こちら属地優先ということでこの調達がなされていますので、中国エリアでこの優先的落札がされ、九州エリアで募集量を満たすほどにはこの中国エリアのほうからは回ってこなかったということでございます。

あと、25ページのところの、I 'に関しての長時間発動のところということでございます。こちらのほうにつきましては、これはI' のほうで発動した事業者のほうに対して、その応じられなかった事情というのを聞いたところということでございまして、こちらのほう、このI 'の長時間発動ということをすべきといったことで整理をしているというよりは、こちらのこのアンケート結果というのをあくまで参考にしていただいた上で、広域とも連携の上、一送のほうで実施の要件も含めて改めてよく御検討いただいてはどうかというふうに考えているものでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、本件については特に大きな御異論はなかったと思いますので、事務局案のと おり進めることといたします。事務局は、この方針で対応を進めていただきますようお願 いいたします。

それでは、最後の議題となります。議題(8)「インバランス料金の状況等について」に 関し、事務局から説明をお願いいたします。 ○田中NW事業監視課長 資料10を御覧いただけますでしょうか。インバランス料金の 状況等についてということでございます。

こちら、2ページでございますけれども、4月から新バランス料金が運用開始され、2か月が経過したところでございまして、これまでのところ大きなトラブルはなく運用が行われていますが、追加で整理が必要な事案が幾つか発生をしておりますので、上記の事案の対応について検討を行いましたので、その内容について御議論いただきたいというものでございます。

4ページでございますけれども、インバランス料金の概況ということで、4月から5月 半ばまでのインバランス料金の概況は下の表のとおりということで、東日本、西日本、沖 縄で傾向が分かれているところでございます。

3ポツにありますとおり、再エネ出力抑制時のインバランス料金0円の適用、沖縄を除く全エリアで発生しておりまして、主に九州、東北、中国、四国の再エネ出力抑制の影響というのが当該エリアを含む広域ブロック全体に及んだものと考えられるところでございます。

5ページ以下については、こちら、北海道、東北、東京、各社のインバランス料金の推移というところになってございます。こちらでございますけれども、各それぞれの地域のデータとなっております。詳しい御説明は割愛をさせていただければと思います。

25ページでございますけれども、こちら、4月、5月に発生したインバランス料金の情報公表の誤りということで、インバランス料金の算定システム、こちら大きなトラブルはなく安定した運用を行われておりますが、ヒューマンエラー等による誤った価格情報の公表が幾つか発生しておりますけれども、インバランス料金は翌々月の請求となっておりますので、精算には影響は生じていないということでございまして、現在、一送では、こうした事象が発生した場合には公表データの訂正など迅速な対応が行われているところでございますが、当委員会においても、原因、再発防止策及び訂正データについて確認を行っているところでございます。

続きまして、27ページ、広域需給調整システムへの調整力の登録についてということで、28ページでございますが、インバランス料金、広域運用された調整力の価格を引用することとしておりまして、KJCから引用しております。九州エリアでは、4月8日のコマにおきまして九州エリア単独でインバランス料金が算定される状況になったわけですが、KJC上のインバランス量がゼロとなったため、インバランス量がゼロの算定ロジックを適

用しようとしたところ、KJCに下げ調整力が登録されておらず算定不能となったということでございます。

こちらでございますけれども、33ページにあるように、調整力の広域運用と、より安い 調整力を幅広く活用していくという観点では、幅広くKJCに登録を行い、広域運用する ことが望ましいということでおりますが、九州送配電がKJCに下げ調整力を登録しなかった理由を確認したところ、登録してしまって他エリアで全部登録してしまって他エリアで活用されてしまうと、自エリアの下げ調整力がゼロになってしまうおそれがあるということで登録しなかったということなのでございますが、34ページにございますとおり、他 方でKJCに下げ調整力が登録されることで、広域運用によりこの効率的な下げ調整が行われるといったことはございますので、以上を踏まえますと、下げ調整力はインバランス 予測誤差や時間内変動に対応するために自エリアで確保すべき分を除き、広域運用のために KJCに登録するということが調整力費用低減の観点からも望ましい対応ではないかと いうことでございまして、35ページにございますように、エリア内運用のために自エリアで確保すべき分以外というのは幅広く KJCに登録を行うべきということで、こうした運用を原則とすることを一送各社に求めることとしてはどうかということで、その上で、何らかの事情により KJCに調整力が未登録の事象が発生した場合に備えて、インバランス 料金算定に以下のロジックを追加することとしてはどうかというものでございます。

続きまして、2-2. 電源 I 'の広域運用についてということでございます。

こちら、37ページにありますとおり、 I 'は2022年度より広域調達を開始しまして広域運用が行われているわけですけれども、2020年度、2021年度においては、広域調達した I'を確実に広域運用できるように広域調達量と同量の連系線容量を確保していたということでございますけれども、2022年度向け公募からは、 I'の必要量の考え方というのが供給信頼度を満たす範囲でH3需要の3%を確保することに変わったことから、供給信頼度を満たす範囲で広域調達を行うことになって、事前に連系線容量を確保しなくなったと。2022年度以降は、広域予備率による需給運用というのが行われているといったことでございます。

この結果、どういうことが起きるか、起きているかということでございますけれども、39ページにありますとおり、こちら電源 I '、実需給 3 時間前までに指令が行われるわけですが、実際に I 'の運用が行われる実需給における広域ブロックでは、これは連系線の分断状況が変化して広域ブロックの構成エリアが変化する場合がございまして、そうなり

ますと、39ページの下の図にありますとおり、指令した I 'というのが連系線の分断によ って需給ひっ迫の改善に寄与しないだけでなく、非ひっ迫エリアで稼働することになるた め、インバランス料金への影響が生じることになるということで、40ページにございます ように、こういった影響があるということで、①として一部の I 'が非ひっ迫エリアでの 発動になっても、システム上はひっ迫エリアでの調整力のメリットオーダーに組み込まれ るため、調整力の限界的kWh価格というのが必ずしも完全には実態を反映しなくなると。 また、②にございますように、非ひっ迫エリアで一部の I 'が発動することによって、そ の発動分が当該ブロックの供給力に計上されて、補正料金算定インデックスが上昇する、 右側にずれることになりますので、補正インバランス料金が低下をするという影響が生じ ると。これらについては、以前の方法(事前に連系線容量を確保すること)という形に戻 すことで解決可能ではあるのですけれども、しかし、2024年度以降、電源 I'に代わる発 動指令電源、容量市場を通じて供給信頼度を満たす範囲で既に調達されているということ を踏まえると、以前方法に戻すという一時的な対応では本質的な解決にはならないのでは ないかということでございまして、41ページにあるように、このため、2024年度以降の発 動指令電源への移行も見据えて、事前に連系線容量を確保せずに運用する場合のインバラ ンス料金の計上方法について再度検討する必要があるのではないかということで、加えて、 I 'の発動指令後に非ひっ迫エリアでの発動が予見される場合というのは、需給運用上は 不要な発動でございますので、そういった出力を調整することが可能かなど、運用方法に ついての検討も必要なのではないかということで、以上を踏まえ、I'及び発動指令電源 の運用時のインバランス料金の計上方法について、今後、システム改修も念頭に検討を行 うこととしてはどうかということでございます。

41ページ、42ページ以下は参考の詳細ということなので、説明は割愛させていただきます。

48ページが事務局提案のまとめということで、以上のとおりの内容ということでございます。

すみません、かなり駆け足での御説明となりましたが、事務局からの資料10の御説明で ございます。よろしくお願いをいたします。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御発言の希望がありましたらチャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。

白銀オブザーバー、お願いいたします。

○白銀オブザーバー 関西送配電の白銀でございます。おわびと、コメントを 2 点発言 させていただきます。

まず、初めにおわびですけれども、資料にありますように、関西エリアも含めまして、一般送配電事業者がインバランス料金の誤請求にもつながりかねない誤ったインバランス料金単価を公表してしまったということにつきまして、おわび申し上げます。市場取引者の皆様にとって重要な情報においてこのような事象を複数発生させてしまったということを反省しまして、再発防止に努めてまいります。

続いて、コメント2点でございます。

まず、2-1の、調整力の登録の件に関しましてです。今回、現状の算定ロジックが、 調整力が登録されないというケースに十分対応したロジックとなっていなかったというこ とが判明いたしましたので、事務局に御提案いただいたような算定ロジックの見直しに向 けましてシステム改修の対応を進めてまいります。

続いて、2-2、電源 I 'の広域運用につきまして、資料の41ページに記載していただいてございます。インバランス料金の計上方法について今後改めて整理をいただき、その考え方にのっとってしっかりと運用ができるように、事務局の検討に協力させていただきます。

白銀からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。白銀オブザーバーのお話がございまして、若干申し上げたいと思います。

基本的には、このたびの、例えば35ページの事務局案や今後の対応策ですね、こういったもの、48ページもそうです、事務局の提案のまとめにつきましても異論ございません。特に調整力の広域需給調整システムへの登録につきましては、時間内変動対応など、エリア内運用で必要なもの以外は幅広くKJCに登録を行うよう、一送各社に対応を求めていただくべきこと、これはもう制度趣旨からしても正しいと思いますし、KJCに調整力か未登録の事象が発生した場合に、なぜなのかというその理由を監視等委員会にちゃんと報告していただくということも当然ではないかというふうに思っております。

そこで、杞憂であればいいのですけれども、一送のほうにおかれて、いま一つKJCへ

の技術的な信頼がまだ十分でないというようなことがあるのかと懸念します。この資料でも、先ほど白銀オブザーバーからございましたヒューマンエラーということが25ページにございましたけれども、こういったヒューマンエラーをもカバーする安定した技術に対する信頼感というのは必要なんだと思います。幅広くKJCに登録をするという行為を導き出していただきたいと思いますし、電力各社の対応も後手に回らないように、信頼感を醸成していただきたいというふうに思います。安定性とか信頼性というものに不安がないか、いま一度確かめていただいて、もし不安があるならシステムの信頼性や安定性を高めるということに御尽力いただきたいと思います。杞憂であれば、それはそれでいいのですけれども、申し添えました。

以上であります。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、事務局からコメントはございますでしょうか。

○田中NW事業監視課長 ただいまいただきましたコメントも踏まえまして、必要な対応を進めていきたいというふうに思います。

○武田座長 ありがとうございます。この方針で対応を進めていただきますようお願い いたします。

それでは、長時間にわたりありがとうございました。本日予定していた議事は以上でご ざいますので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○靏田総務課長 長時間の御審議ありがとうございました。本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。 それでは、第73回制度設計専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——